

# さくら市 環境基本計画 【改訂版】



平成 25 年 3 月  
さくら市

## 環境基本計画の改訂にあたって

さくら市は、日本を代表する日光国立公園に位置する山岳地を水源とする鬼怒川、荒川そして内川が市内を貫流し豊富な水資源を利用した水田の広がりや緑豊かな丘陵地が連なり、日光連山・高原山・那須連峰を背景に里地里山の美しい景観の融合が見られます。

この先人達が残してくれた豊かな自然環境を子や孫の世代に引き継いでいくのが現在を生きる私たちの責務であります。



このため、平成20年3月に「さくら市環境基本計画」策定し、「さくら市環境基本条例」の基本理念の達成に向け、生活環境保全・自然保護等の様々な取り組みや努力を積み重ねてまいりました。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災に端を発した東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、放射性物質が拡散されるなど、環境に大きな影響を及ぼす新たな課題も発生しています。

このような状況の中、多様化・複雑化する環境問題に対処し、新たな視点に立った環境行政を推し進めることが必要です。

また、計画策定から5年が経過し、前期計画の進捗状況や社会情勢の変化等にも応じるため、このたび計画を改訂いたしました。

本計画は、前期計画に引き続き、市民の健康で快適かつ文化的生活の確保のための総合的な環境行政の基本となるものであるとともに、市、事業者、市民及び滞在者の各主体が身近で分かりやすく、より具体性・実行性の高い計画となるように改訂しましたので、本計画の実現のために行政はもとより、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、環境基本計画策定委員会の中で、話題となりました「高齢者等がごみステーションまで、ごみを持ち出せない」との課題につきましては、早速その解決法として戸別収集の制度を平成25年度よりスタートさせることにしました。

このように、必要とする方々には行政や地域が一体となって温かい手を差し伸べる社会を創り上げるべきだと考えます。

終わりに、本計画の改訂にあたり貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ改訂版（素案）を策定いただきました策定委員会委員の皆様、そして熱心なご審議を賜りました環境審議会委員の皆様に対し、心から厚くお礼申し上げます。

平成25年3月

さくら市長 人見 健次



## 目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
第 1 節	計画策定の目的	1
第 2 節	計画策定の趣旨	2
第 3 節	計画の位置づけ	2
第 4 節	計画策定の基本方針と対象とする環境項目	3
第 5 節	計画の役割	4
第 6 節	計画の構成	4
第 7 節	計画の対象地域	4
第 8 節	計画の期間	5
第 9 節	市、事業者、市民及び滞在者の役割	5
第 2 章	さくら市の概況	6
第 1 節	位置と面積	6
第 2 節	人口の推移	7
第 3 節	産業の概況	8
1.	産業別就業者数の推移	8
2.	農業	9
3.	工業	10
4.	商業	11
第 4 節	土地利用状況	12
第 5 節	動植物の概況	13
第 3 章	基本的な取り組み	16
第 1 節	目指すべき環境像	16
第 2 節	環境像達成のための展開	17
1.	自然環境の保全	18
2.	生活環境の保全	29
3.	地球環境の保全	49
4.	環境教育の推進	54
第 4 章	市民・事業者の環境に配慮した行動	58
1.	自然環境の保全	59
2.	生活環境の保全	62
3.	地球環境の保全	67
4.	環境教育の推進	68

<b>第5章</b>	<b>重点的な取り組み</b> .....	69
第1節	地球温暖化対策 .....	69
第2節	廃棄物対策 .....	74
第3節	自然的環境特性を生かした里地・里山の維持 .....	77
<b>第6章</b>	<b>環境像を実現するために（計画の推進）</b> ...	80
第1節	計画を推進し、進行管理するための組織 .....	80
第2節	計画推進のための環境整備 .....	82
<b>参考資料</b>	.....	83
1.	さくら市環境基本条例 .....	84
2.	さくら市環境審議会委員名簿 .....	88
3.	さくら市環境基本計画策定委員会設置要綱 .....	89
4.	さくら市環境基本計画策定委員会委員名簿 .....	90
5.	計画策定の経緯 .....	90
6.	諮問と答申 .....	92
7.	用語解説 .....	95

本文中の\*印は用語解説があることを示します。

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の目的

私たちが暮らす水と緑に囲まれた美しい星、地球は、現在地球温暖化問題をはじめ様々な環境問題を抱えています。地球は地殻、海洋及び大気など様々な自然要素が相互に働き、物質循環、エネルギー循環を行っています。この自然界の中を生命圏としているのが人間です。私たち人間は、生命の誕生から今日までこの自然界の一要素として、物質やエネルギーを使い生活を営んできました。しかし今日、自らの豊かな生活を得るために環境を改変するようになったことで人間圏という新しい生命圏が生まれました。この新たな生命圏が要因となり、現在の環境問題が発生していると考えられています。急激な改変は気候変動を招き、結果として私たちに悪影響を及ぼします。私たちは被害者であると同時に加害者でもあります。

本市は、水と緑に育まれた豊かな自然、古代から交通の要衝として栄えてきた歴史・文化、農業を基調としたふるさと景観など多くの貴重な環境資源を有しています。しかし一方で、化石燃料などエネルギー消費の増大、騒音、排水など都市型公害の発生、廃棄物の不法投棄など解決しなければならない環境問題を多くかかえています。これらは日常の生活や事業活動が原因となって発生し、複雑・多様化しています。これらの環境問題は緊急性を要し、過去の公害に対する解決事例である法規制による対策や、個別の問題に対する対策のみでは根本的な解決とはなりません。本市の水や緑などの環境資源を活かした総合的かつ計画的な対策の推進が望まれます。

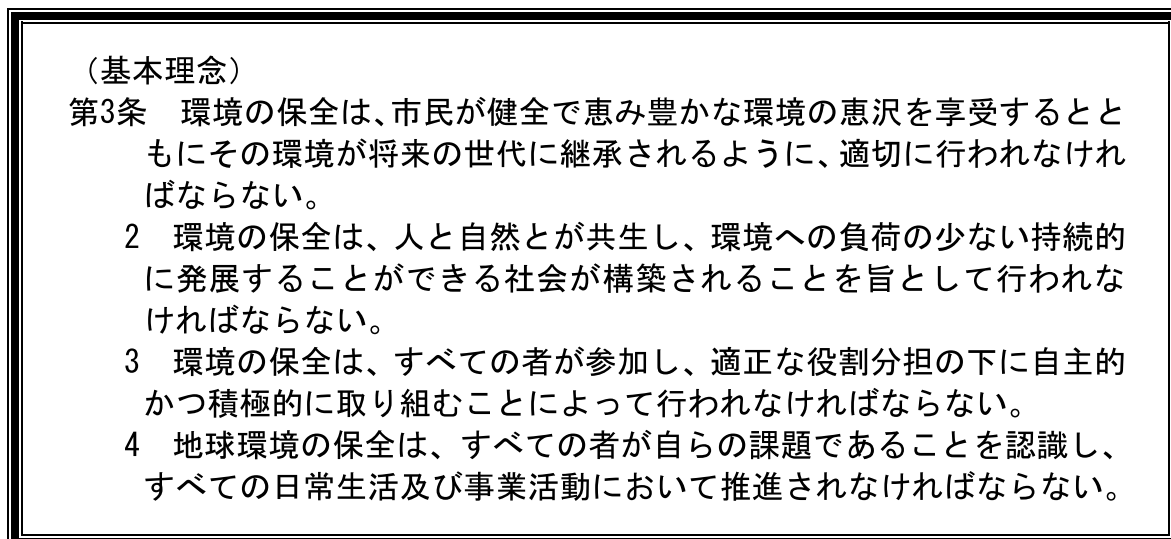
このような状況を踏まえて本市では、環境の保全についての基本理念を定めて、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境保全施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的・計画的に推進し、現在および将来の市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的に、平成 17 年 12 月にさくら市環境基本条例を制定し、平成 20 年 3 月にさくら市環境基本計画を策定しました。

計画策定以降今日に至るまで、記録的な猛暑、東日本大震災及び豪雨によるお丸山公園の崩落など、私たちを取り巻く環境は日々変化しています。そして何より平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、東京電力の福島第 1 原子力発電所が全電源喪失というあってはならない状況に陥り、その結果水素爆発など一連の原子力事故の事態を招き、大量の放射性物質を環境へ放出してしまうこととなりました。これにより大気・土壌及び海洋への広範囲に高い線量の放射能汚染が発生し、私たちの市民生活に大きな影響をもたらしております。

このような状況において、これまでの 5 年間の取り組み結果を点検・評価するとともに今後 5 年間の取り組みを明確にすべく、さくら市環境基本計画（以下、前期計画という）の見直しを実施しました。

## 第2節 計画策定の趣旨

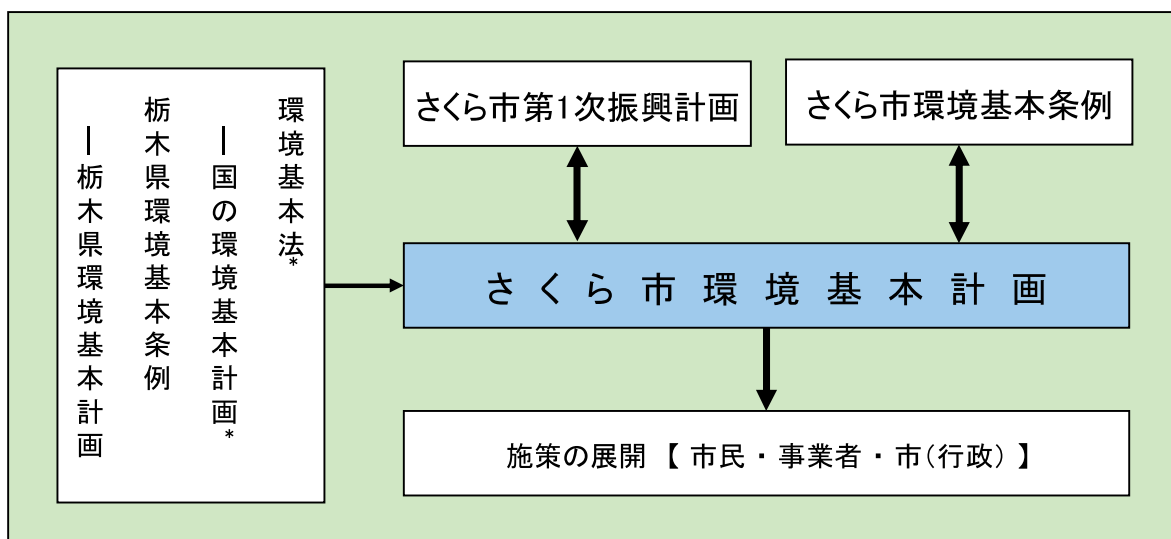
本市では、平成17年12月に「さくら市環境基本条例」を制定し、環境の保全を推進するための基本理念を次のとおり定めています。



「さくら市環境基本計画」は、この基本理念に則り、市、事業者、市民及び滞在者の役割分担のもと、本市の環境像「緑豊かで秩序あるまちー自然と共生した環境のまちー」を実現するために必要な事項を示します。

## 第3節 計画の位置づけ

「さくら市環境基本計画」は市域の環境像を具現化していくための基本となるもので、環境面の総合計画と位置づけます。今後、市が環境の保全及び創造を目的として実施する個別の施策は本計画にもとづき展開されます。また、国、県の環境基本計画\*及び関連計画とも整合を図り、効率的、効果的な推進を図るものです。



## 第4節 計画策定の基本方針と対象とする環境項目

本計画は、次に示す環境基本条例第8条に規定する「基本方針」の達成を目指し策定します。

環境基本条例第8条に規定する「基本方針」	設定される環境項目
<p>人の健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の適正な保全のため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。</p>	<p>生活環境の保全</p>
<p>生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。</p>	<p>自然環境の保全</p>
<p>人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、自然環境と調和の取れた良好な景観の形成並びに歴史的文化遺産が保全及び活用されること。</p>	<p>自然環境の保全 生活環境の保全</p>
<p>資源の循環利用、エネルギーの有効利用及び一般廃棄物*の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。</p>	<p>生活環境の保全 地球環境の保全</p>
<p>市民、事業者又はこれらの者の組織する団体が環境についての理解と認識を深め、環境の保全に取り組むことができるよう必要な体制の整備が図られること。</p>	<p>環境教育の推進</p>

※「設定される環境項目」については、P17「取り組み体系一覧」を参照。



## 第5節 計画の役割

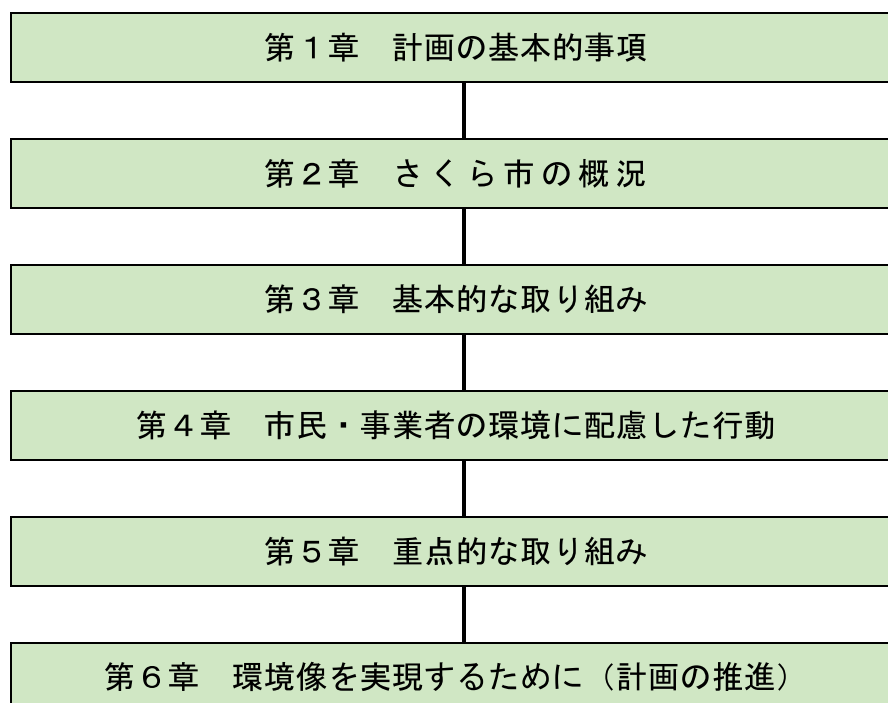
本計画は、市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保のための総合的な環境行政の基本となるものであり、また市民や事業者の生活や事業活動における指針となるものです。

本計画では次のことを明らかにします。

- さくら市第1次振興計画の実現のため、環境面における最上位計画として基本的な方向性を明らかにし、長期的な視野に立ち、『緑豊かで秩序あるまち』を目指します。
- 環境面の課題を踏まえた取り組み事項の基本的な方向性として、環境項目ごとの将来像を明らかにします。
- 将来像を実現するために、市、事業者、市民及び滞在者の役割を明らかにします。
- 取り組み事項について、可能な限りそれらの達成度を測る指標を示します。
- 緊急性・重要性の高い課題に対して、重点的に取り組む内容を示します。

## 第6節 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。



## 第7節 計画の対象地域

本計画は環境問題の広域性を踏まえ、地球環境をも視野におき、本市全域を対象地域とします。

## 第8節 計画の期間

計画の期間は平成 20 年度（2008 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 10 年間とし、平成 29 年度（2017 年度）を目標の達成年度とします。

計画期間の中間年である本年（平成 24 年度）は計画の進捗状況を点検・評価し、その結果の見直し（改訂）を行いました。計画期間が満了する平成 29 年度以降は、新たな環境基本計画を策定することとなります。

計画名 \ 期間(年度)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
さくら市環境基本計画							★					☆
さくら市第 1 次振興計画 【基本構想】										◎		
さくら市第 1 次振興計画 【基本計画(前期・後期)】					○					○		

【★は見直し年度、☆・◎・○は目標年度】

## 第9節 市、事業者、市民及び滞在者の役割

本計画を確実に推進し、環境像の達成を図るためには、市、事業者、市民及び滞在者の役割（責務）を明確にし、それぞれがその役割（責務）を果たすことが大切です。次に各主体の役割（責務）を示します。

主体	役割（責務）
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。また必要に応じ各関係機関と協力し、推進します。</li> <li>・ 事業者、市民及び滞在者が本計画にもとづく取り組みを自発的に行えるよう支援を行います。</li> <li>・ 自治体としての役割のみでなく、市内の大きな一事業者と認識し、自ら率先して施策にもとづいた計画的な取り組みを実施します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動に伴って環境への負荷が発生することを認識し、公害の防止や自然環境の適切な保全のために、必要な措置を行います。また産業廃棄物*の抑制、適正な処理及び再生資源につながる原材料等の利用等、環境への負荷の低減を図ります。</li> <li>・ 市が実施する環境保全施策に協力します。</li> </ul>
市民及び滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境問題は日常生活に伴う環境への負荷が集積して発生することを認識し、日常生活において一般廃棄物*の抑制、資源及びエネルギーの節約、その他の環境への負荷の低減に努めます。</li> <li>・ 市が実施する環境保全施策に協力します。</li> </ul>

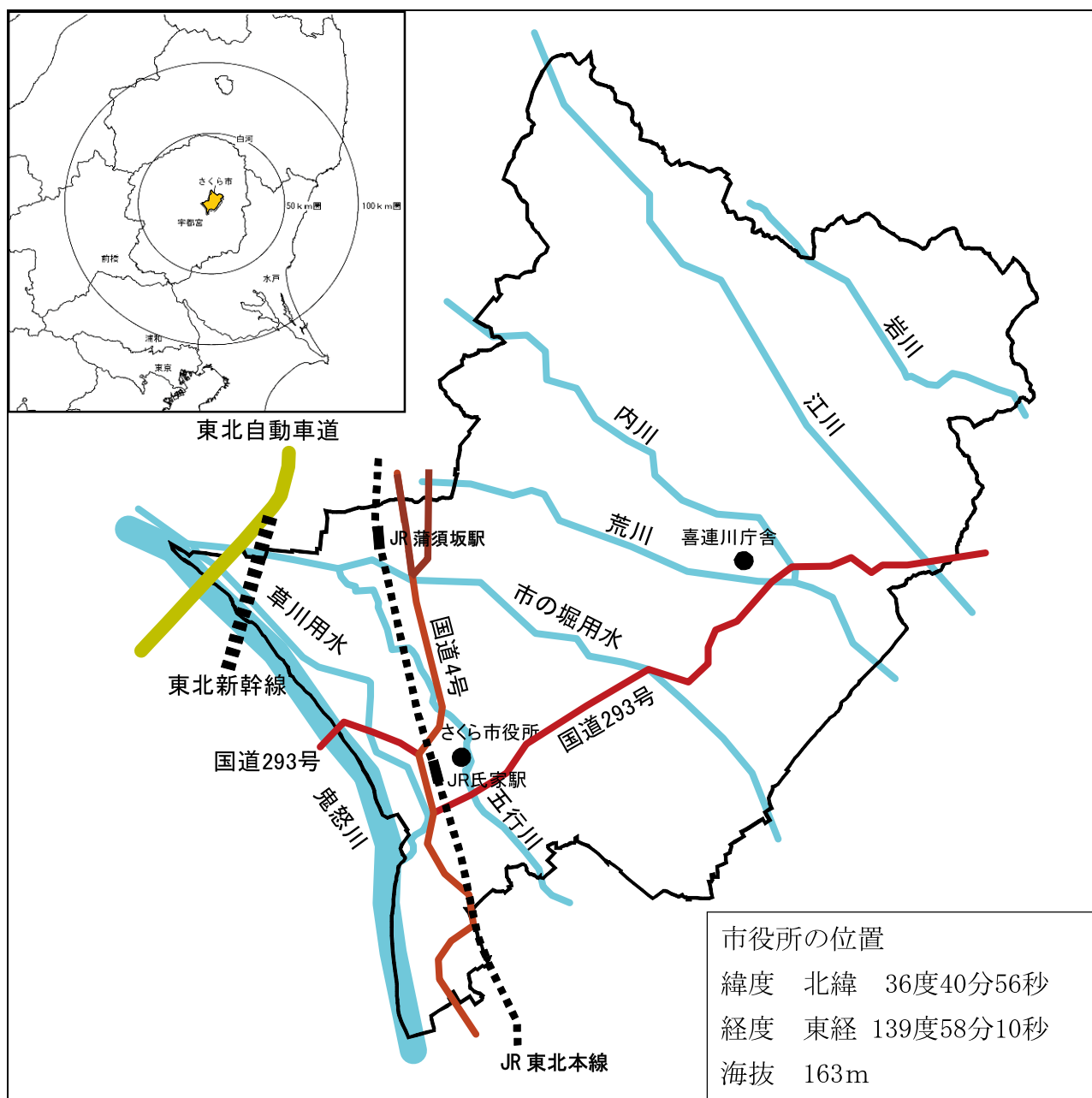
## 第2章 さくら市の概況

### 第1節 位置と面積

本市は、栃木県の中央部に位置し、南北は17.8km、東西は15.6km、面積は125.46km<sup>2</sup>、東京から北に約115kmの距離にあり、県庁所在地の宇都宮市に隣接しています。

氏家地区は関東平野の最北部に位置し、肥沃で平坦な土地と鬼怒川をはじめとした豊富な水を利用した農業が盛んな地域です。

喜連川地区は丘陵地と水田、河川により形成される里地・里山\*風景の美しい自然に恵まれた地域です。



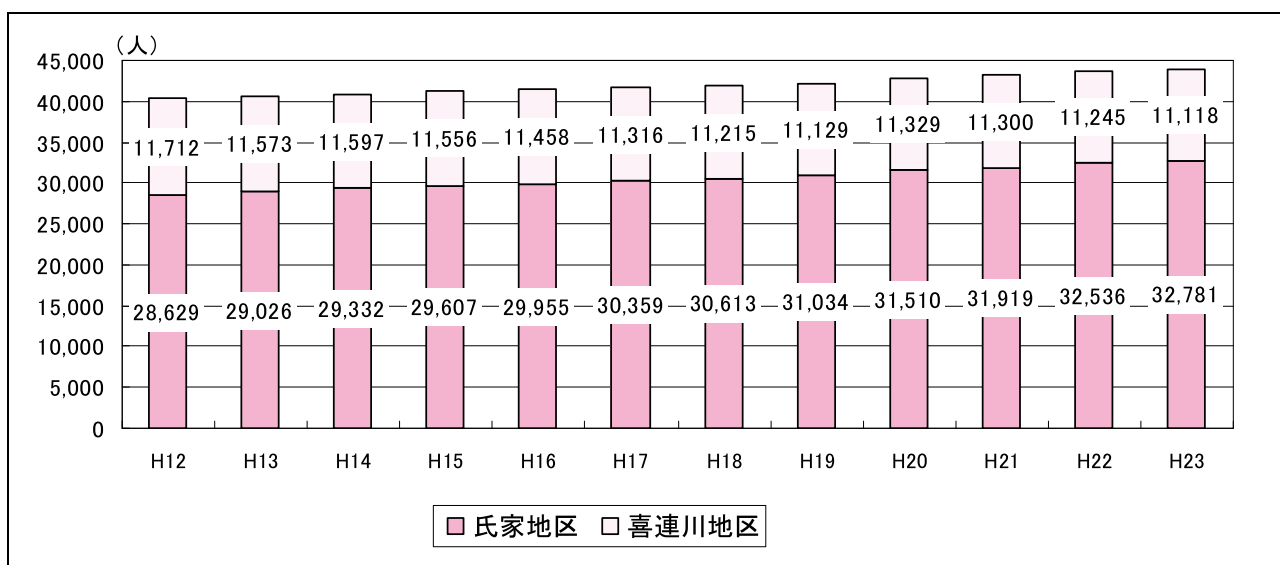
## 第2節 人口の推移

本市の人口及び世帯数の推移を下図に示します。本市の人口及び世帯数は前期計画策定後も増加を続けていましたが、平成23年は横ばいとなっています。

日本全体としては、人口の減少と少子高齢化等により、核家族化の進行やひとり暮らしの世帯が増加するなど、資源、エネルギー使用の非効率化が懸念されています。

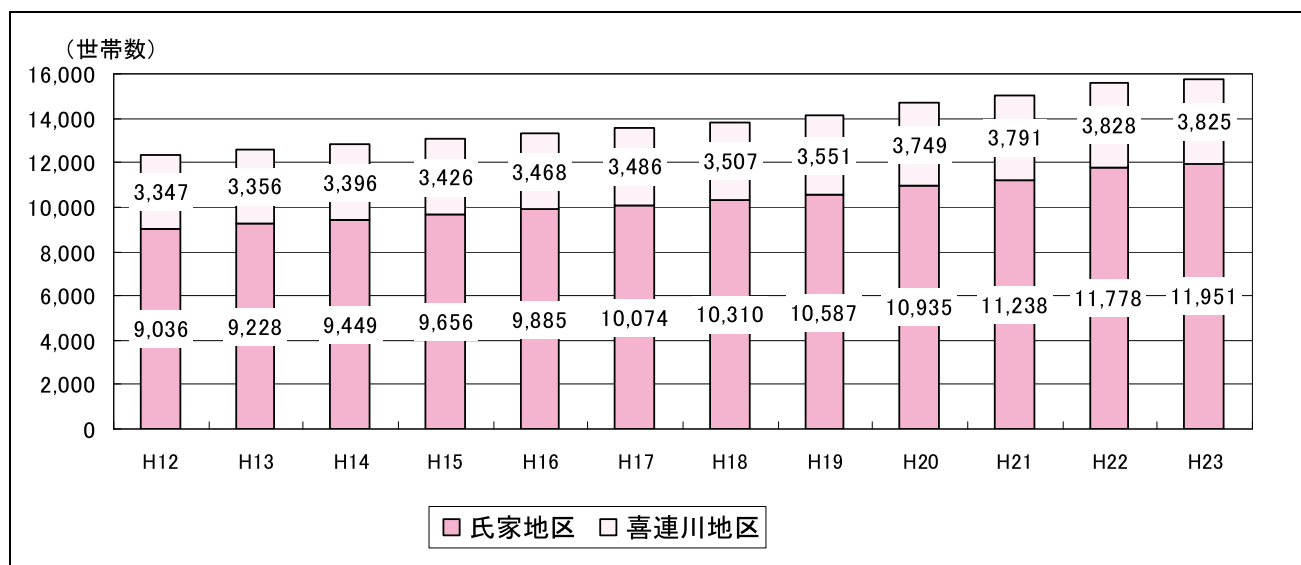
本市においては、住宅地の整備などによる世帯の増加に伴い資源の消費量、一般廃棄物\*量ともわずかながら増加傾向にあり、1人あたりの資源、エネルギー使用量を削減することが望まれます。

【人口の推移】



※平成12年～平成16年は旧氏家町、旧喜連川町のデータ  
出典：さくら市（各年4月1日現在の住民基本台帳）

【世帯数の推移】



※平成12年～平成16年は旧氏家町、旧喜連川町のデータ  
出典：さくら市（各年4月1日現在の住民基本台帳）

## 第3節 産業の概況

### 1. 産業別就業者数の推移

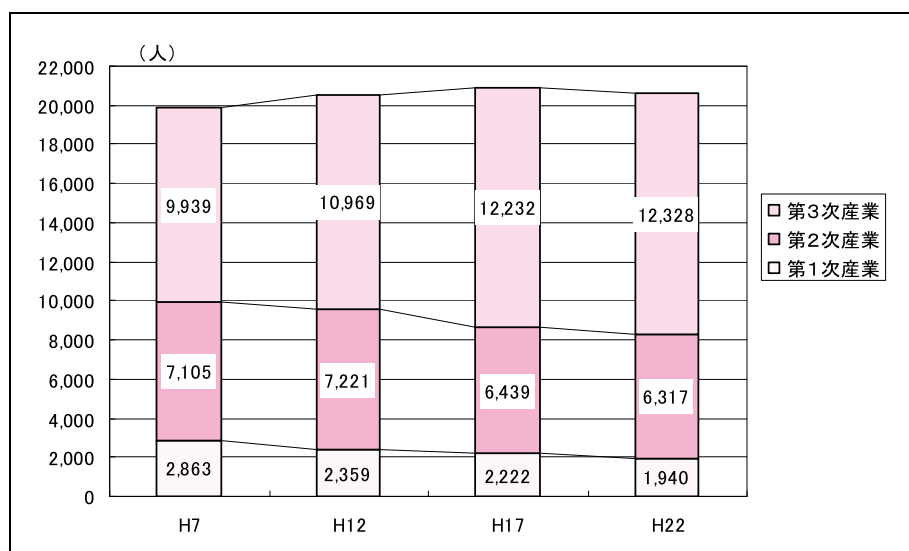
本市における産業別就業者数の推移を下図に示します。

前期計画策定時には、少子高齢化の進行により労働人口の減少が予測されていましたが、実際に平成17年度と比較して平成22年度では約300人労働人口が減少しています。

各分類の比率については、第1次産業と第2次産業が減少して第3次産業が増加する傾向が変わらず続いています。

持続可能な社会の構築には企業の誘致や労働人口の増加を図り、経済的發展と同時に環境的側面にも配慮した経済と環境の両立を図ることが必要です。有限な資源の消費を防ぎ、循環型資源を有効に活用するなど、環境と経済の好循環システムの構築が望まれます。

【産業別就業者数の推移】



※第1次産業・・・「農業」、「林業」、「漁業」  
第2次産業・・・「鉱業」、「建設業」、「製造業」  
第3次産業・・・「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸・通信業」、「卸売・小売業、飲食店」、「金融・保険業」、「不動産業」、「サービス業」、「公務（他に分類されないもの）」

出典：国勢調査



【中心市街地の風景】

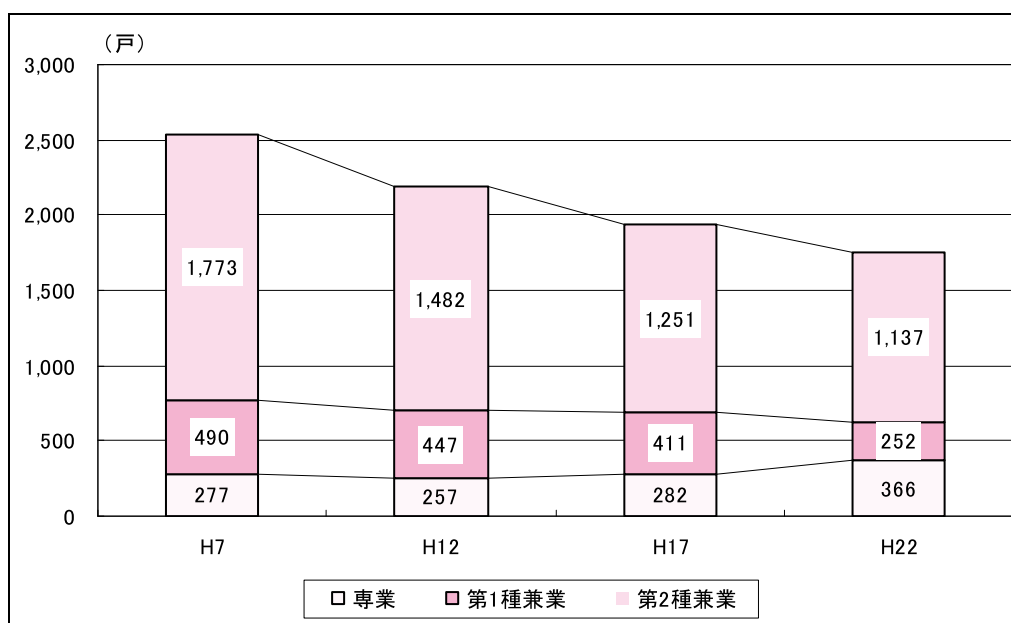
## 2. 農業

本市における専業・兼業別農家数の推移を下図に示します。農家数の減少は前期計画策定後も続いています。専業農家は増加しています。

日本全体の食料自給率は39%と少なく、将来の地球温暖化による食料不足の懸念改善や環境への負荷低減を図る上でも自給率の向上が緊急の課題となっています。

本市は、肥沃な大地を活用した農業が盛んな地域であり、有機農法による商品価値の向上や生産効率の向上及び地産地消などの環境配慮を推進し、農業の活性化による農家数の増加を図ることが望まれます。環境に配慮した農業の推進は自然環境の保全であり、生態系の維持のため重要な役割を担います。

【専業・兼業別農家数の推移】



※第1種兼業・・・農業所得を主とする  
 第2種兼業・・・農業所得を従とする

出典：農林業センサス

※食料自給率

ここでは、農林水産省発表の「平成23年度カロリーベース食料自給率」を示します。



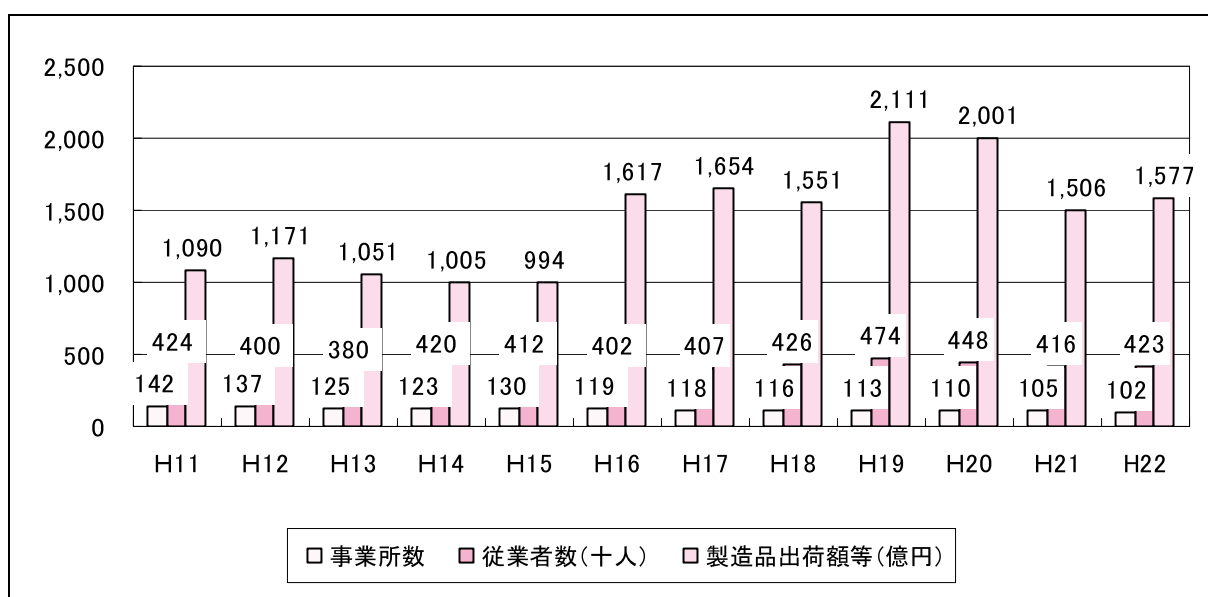
【豊かな田園風景】

### 3. 工業

本市における事業所数、従業者数、製造品出荷額等（いずれも従業者4人以上の事業所）の推移を下図に示します。従業者数、製造品出荷額等とも平成19年度に増加しましたが、それ以降は減少しています。事業所数は減少を続けています。

製品の製造過程における環境負荷の低減やグリーン購入\*の導入は循環型社会\*を実現するための根幹を担うものであり、消費者ニーズのひとつとなりつつあります。品質、価格とともに環境にも配慮した製品作りによる資源、エネルギー使用の効率化向上が望まれます。

【工業の推移】



出典：工業統計調査



【蒲須坂工業団地】



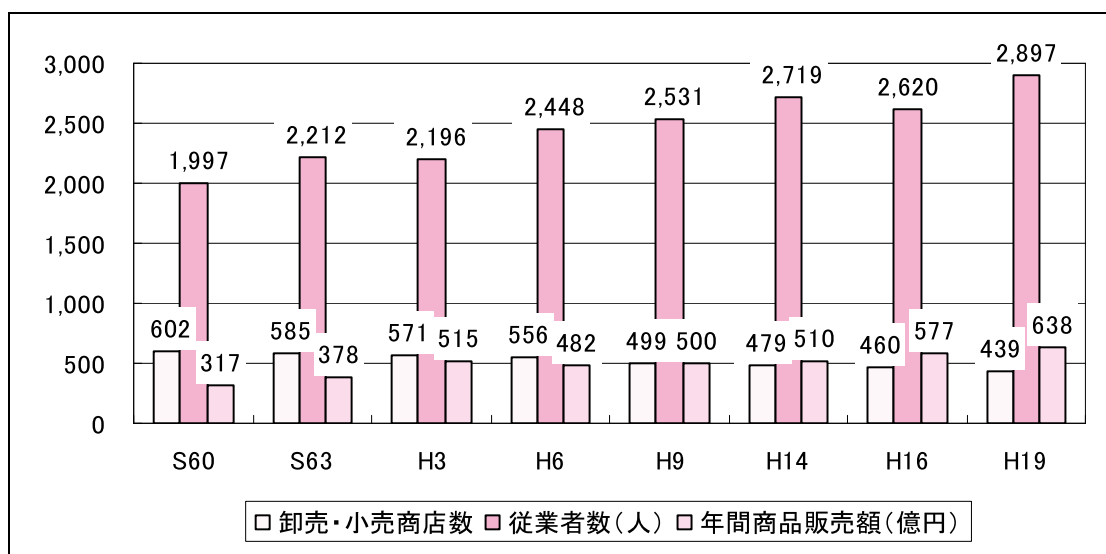
【喜連川工業団地】

## 4. 商業

本市における卸売・小売商店数、従業者数、年間商品販売額の平成 19 年度までの推移を下图に示します。卸売・小売商店数は減少、従業者数、年間商品販売額は増加する傾向が続いています。

本市においても商業施設の大規模化が進み、エネルギーの使用量増加や交通渋滞による大気汚染など都市化の進行による環境問題の顕在化が推測され、まちづくりや商業施設建設の計画段階での環境への配慮を推進し、未然防止を図ることが望まれます。

【商業の推移】



出典： 商業統計調査



【国道 4 号沿いの商業地】



【国道 293 号沿いの商業施設】

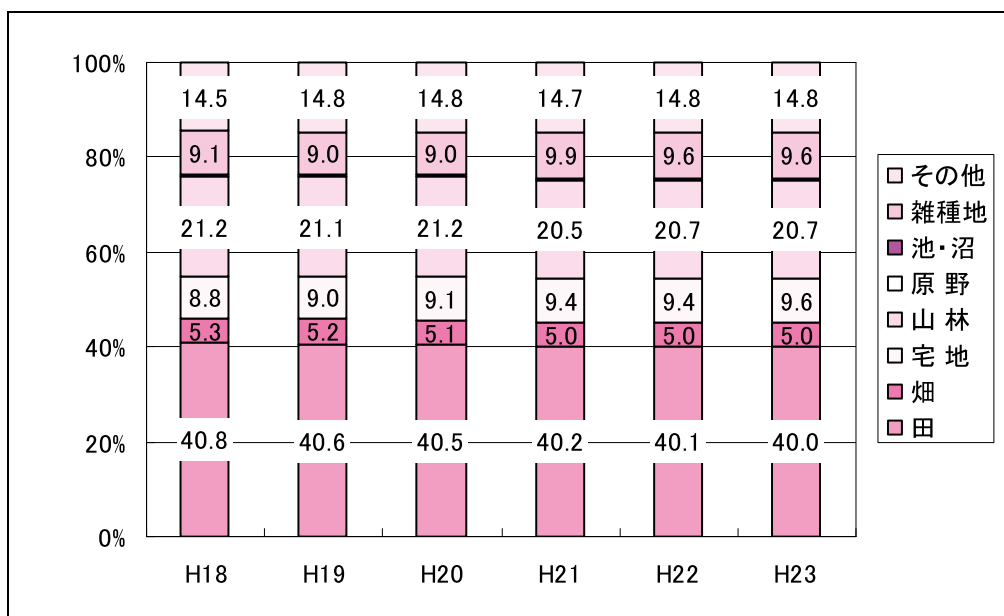


## 第4節 土地利用状況

本市における地目別土地利用状況を下図に示します。本市は、肥沃な大地を利用した農業が盛んであり、「田」が市域全体の約 40%と広い面積を占めています。次いで「山林」、「宅地」、「雑種地」、「畑」と続いています。

本市は、国道 4 号や国道 293 号、J R 東北本線など交通の便が良いために、宅地や商業施設としての土地開発が進行し、田畑等が減少しています。今後も企業の進出や宅地の整備等土地の開発が増加することが考えられ、土地利用計画にもとづく計画的な土地利用と自然環境の維持・保全を図ることが望まれます。

【地目別土地利用状況】



※出典： さくら市



【宅地、田園、山林の様子】

## 第5節 動植物の概況

本市では、「さくら市自然環境調査」と題しまして、平成21年度から平成23年度にかけて動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類）並びに植物について現地調査を行いました。調査は、全6地点で行い、本市を代表する自然環境である市内北部の里山林、河川沿いの河原や河畔林、市内南部の水田地帯の自然環境を把握しました。以下に概況を示します。

【調査地点位置図】



### 丘陵地（調査地点①、②、③）

本市の丘陵地は、スギ・ヒノキの植林が大半を占めていますが、一部にはまとまった落葉広葉樹林もあります。また、谷部には開けた谷津田が広がっているほか、多くの林が河川、水田等の水辺環境と隣接していて、多様な自然環境を形成しています。その中で多くの種を確認することができました。

具体的には、鳥類であるサンショウクイや、シュレーゲルアオガエル等の両生類、アオダイショウやヤマカガシ等の爬虫類、オオムラサキ、ヨツボシカミキリ、ヒメアカネ、オオヒラタトックリゴミムシ、ホンサナエ、ツマグロキチョウ等の昆虫類、オトコゼリ、ヒメナエ、アギナシ、トキホコリ、ヌマゼリ、ツルカコソウ、エビネ等の植物といった貴重な種も多く確認されています。

### 河川（調査地点④）

本市を代表する河川の一つである鬼怒川の河川敷で調査を実施しました。河川敷の一部にはアカマツ林が優占する河畔林やススキの草地が広がっています。ここでは、河川環境に特有な生物が多数確認され、鳥類ではオオタカ、両生類ではニホンアカガエル等、爬虫類ではヤマカガシ等、昆虫類ではカワラバッタ、アイヌハンミョウ等、植物ではカワラノギク、カワラニガナ等が確認されました。調査地④は、本市の土地利用のゾーニングでは、自然環境保全ゾーンに該当しています。

### 水田（調査地点⑤、⑥）

本市南部の大部分は水田地帯であり、その中を大小様々な水路が走っています。また、小規模ではありますが社寺林や屋敷林などが点在しています。ここでは、水田環境にみられる貴重な動植物が多く確認され、オオタカ、コチョウゲンボウといった鳥類、ニホンアカガエル等の両生類、爬虫類ではシマヘビ、昆虫類ではマイコアカネ、植物ではミズニラ、ハタベカンガレイ等が確認されました。これらの種の多くは、現状の季節的な周期に適応している種が多いため、極力大きな開発行為は避けて、現状を維持していくことが必要です。

また、鬼怒川河川敷で広範囲にみられる礫河原\*では、本市の天然記念物であり、シンボリック的存在となっている蝶のシルビアシジミなどが生息しています。氏家大橋上流やゆうゆうパークとその周辺には、鬼怒川河川敷に固有な植物であるカワラノギクやシルビアシジミの食草であるミヤコグサなどの保全地があり、これらの生息環境を脅かすシナダレスズメガヤやオオキンケイギクの駆除作業が自然環境保護団体等により継続されています。なお、現在、栃木県において関東有数の礫河原を有する鬼怒川中流域の一部（さくら市を含む）を自然環境保全地域の特別地区への指定に向けて調整を図っているところです。

そのほか、前期計画で保全が必要な場所とした河戸新田地区のため池周辺では、里地里山\*の環境保全団体等によるカキツバタなどの保全活動が行われています。活動では林縁部に密集して生えたヨシやガマを取り除くとともに、隣接地に自生しているハンノキ林の実生が発生しやすい環

境を創出しています。また、貴重なミズニラやツルカコソウといった植物のほか本市の天然記念物に指定されている甲虫のアカガネネクイハムシの生息地であるなど、今後も保全が必要な場所となっています。

さらに、市内においては近年、県内固有の新種として発表されたシモツケコウホネが自生していることが分かり、その保護対策について、国や市、並びに地元住民等による検討が行われています。本種の生育は、太古の昔より湧水が維持されてきたことを示し、本市の自然環境を特徴付ける上で大変貴重な発見と言えます。

自然環境は、調査地への直接的な開発行為の他に、周辺の環境変化にも影響を受けます。また、気温や湿度の変化、水質・大気質等の微細な化学的性質の変化にも影響を受ける場合があります。

環境の変化による生息・生育する生物への影響を察知するため、かつ、本市の生物多様性\*や貴重な動植物を適切に保全していくために、今後も5年に1回程度の頻度で自然環境調査を実施し、経年変化を確認する必要があります。



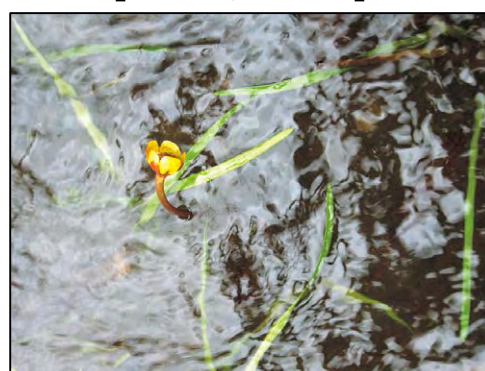
【オオムラサキ】



【シルビアシジミ】



【アカガネネクイハムシ】



【シモツケコウホネ】



【鬼怒川礫河原の風景】

## 第3章 基本的な取り組み

### 第1節 目指すべき環境像

本市は、日本の代表的な日光国立公園に位置する山岳地を水源とする、鬼怒川・荒川・内川が市内を貫流し、豊富な水資源を利用した水田の広がり、緑豊かな丘陵地が連なり、日光連山・高原・那須連峰を背景に、里地・里山\*の美しい景観の融合が見られます。

豊かな水と里山には、古くから集落が形成され営みがみられました。東山道・奥大道・奥州街道などの街道が発達すると、宿場町や城下町として変貌を遂げてきました。これらの歴史を物語る文化遺産や建造物は、市の自然景観や街並みの一部として取り込まれ、今に受け継がれています。

鬼怒川をはじめとした多くの川の流れは、農業用水として活用され、農産物としての豊かな恵みをわたしたちに与えてくれます。また、親水空間としての憩いの場の提供など私たちの生活に欠かせない存在です。

里地・里山は、くらしと密接に関わり、活用され循環型社会\*の構築が図られてきました。また、良好な野生生物の生息・生育環境として、貴重な動植物を確認することができる豊かな生態系を有しています。

しかし、今日、化石燃料などエネルギー消費の増大、騒音、排水など生活型公害の発生、廃棄物の増大・不法投棄、さらには原子力発電所の事故による放射性物質の拡散など、様々な環境問題が顕在化しています。環境問題は私たちの日常生活や事業活動が主な発生原因となっていますが、原子力事故などの想定外の事態も発生するなど、多種多様な要因により私たちの暮らしが脅かされています。

この様に、私たち自身の営みによって地域環境のみならず、地球環境を傷つけている現状を深く反省するとともに、生命の尊厳を深く自覚して、全ての市民が環境保全の必要性を認識し、本市の豊かな環境資源を生かした地域循環による環境負荷の少ないまちづくりに取り組み、持続可能な社会を構築することが望まれています。そもそも、私たちは、良好な環境の下で健康で文化的生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に残していく義務を負っています。

この認識の下に私たちさくら市民は、物質的な豊かさから心の豊かさへ『緑豊かで秩序あるまち』の実現を目指します。

なお、栃木県内では放射能で高濃度に汚染された指定廃棄物\*の最終処分場\*候補地として矢板市塩田の国有林野が選定されましたが、その矢板市においては現在、白紙撤回に向けて様々な運動を展開中です。

このような状況の下、今後の国の動向は非常に不透明であると考えざるを得ません。この指定廃棄物の取り扱いについては、現在及び未来世代の健康面やその他生活面等において極めて重大な関わりを持っています。従って本市では、これら指定廃棄物の最終処分場の選定に関し、市民

の全面的な参加の上で開かれた討議や情報の公開及び継続的なコミュニケーションのもとに合意決定されるべきであると考えます。

**緑豊かで秩序あるまち**  
 —自然と共生した環境のまち—

## 第2節 環境像達成のための展開

目指すべき環境像を実現し、持続可能な社会を実現するため取り組み体系について見直しを行い、以下のようにまとめました。

【取り組みの体系一覧】

環境像		項目別将来像	環境要素
緑豊かで秩序あるまち  —自然と共生した環境のまち—	1. 自然環境の保全	1-1 人と自然が共生する豊かな自然環境のまちづくり	①地域の生物多様性*の保全 ②自然とのふれあいの場の保全と活用
		1-2 自然環境に配慮した農業が営まれるまちづくり	①農地の有効活用 ②農業の安全安心・地産地消の推進
		1-3 人が輝き、文化のいきづくまちづくり	①景観の保全 ②歴史・文化の保存
	2. 生活環境の保全	2-1 ごみのない美しいまちづくり	①環境美化の推進 ②不法投棄の撲滅
		2-2 資源が循環するまちづくり	①一般廃棄物*の減量と適正処理 ②5R*の推進
		2-3 空気がおいしいまちづくり	①大気汚染の防止 ②悪臭の防止
		2-4 水の安全が確保されているまちづくり	①水・土の汚染防止 ②安全でおいしい水の確保
		2-5 健康で安全にらせるまちづくり	①住環境の保全 ②放射能汚染への対応
	3. 地球環境の保全	3-1 地球温暖化防止をすすめるまちづくり	①省エネルギーの推進 ②新エネルギー*の活用
			①環境情報の発信、共有、活用 ②環境活動の推進 ③環境リーダー等人材の育成
	4. 環境教育の推進	4-1 環境の大切さを学習し、市民・事業者・市が協働しているまちづくり	

## 1. 自然環境の保全

### 1-1 人と自然が共生する豊かな自然環境のまちづくり

#### 現状

- 鬼怒川、五行川、荒川、内川などの清流が流れ、豊かな水をたたえ、生活用水、農業用水としての利用はもとより、うるおいとやすらぎを与えてくれる。
- 氏家地区では鬼怒川などの河川により形成された肥沃な大地が広がり、農業が盛んに行われている。
- 喜連川地区では丘陵地、農地、河川などによる豊かな生態系を有した里地・里山\*が形成されている。
- 第1次振興計画後期基本計画の市民アンケート結果によると、自然環境に恵まれていると思う市民の割合は約82%と多い。
- シナダレスズメガヤやオオキンケイギクの繁殖により在来種の生息環境が脅かされている。

#### 課題

- 平地林が適切に管理されず、荒廃が進んでいる。
- 開発により森林、農地が減少している。
- ため池、湧水地が減少している。
- 河原、道路沿いなどで移入種\*が増加し、在来種を脅かしている。
- 小河川、小水路の水質悪化が見られる。
- 河川等整備における生物多様性\*への配慮が十分でない。
- 自然とのふれあいの場が不足している。
- 自然環境保全の大切さを学ぶ機会が不足している。

鬼怒川河川敷では、ボランティアによるオオキンケイギクの駆除作業が実施されています。



## ①地域の生物多様性の保全

### 取り組みの方向性

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 里地・里山*環境の保全・育成</li> <li>○ 動植物の生息・生育状況の把握</li> <li>○ 希少な野生生物の生息・生育環境の保護</li> <li>○ 全ての事務事業における生物多様性*への配慮*</li> <li>○ 移入種*の侵入・繁殖の防止、除去</li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※各種の計画やインフラ整備等における公共事業において生物多様性の視点から業務を遂行していくという考え方です。

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
広葉樹林面積（農政課）	864ha	794ha	794ha
野生生物の保護対策実施回数（環境課）	11回／年	12回／年	増加

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
森林の持つ自然環境保全機能、景観保全機能及び自然とのふれあい機能を向上させるため、里山林の整備等を進める。		林業振興・森林保全 [04-01-05]
指 標	目標(H27)	担 当 課
森づくり年間実施面積	127ha	農政課
取り組み内容		関連する施策
生態系に配慮した自然景観の形成や地域の個性を活かした、潤いのある里地里山の整備を進める。		多自然型河川・親水空間の整備・保全[06-03-03]
指 標	目標(H27)	担 当 課
親水空間の整備数	6箇所	都市整備課

※施策の番号は、第1次振興計画後期基本計画の施策番号を示します。（以下同様となります。）



## 具体的な施策

取り組み内容	指 標	担 当 課
里地・里山*保全活動の支援	保全活動支援数	農政課
植林等による森林機能の保全	植林面積	農政課
里山再生、広葉樹林の再生	広葉樹林面積	農政課
森林ボランティアの育成	登録数	農政課
都市部等広域連携による森林ボランティア活動の検討	—	農政課
森林保全協定林の整備推進	協定林面積	農政課
森林に対する普及啓発活動	啓発活動状況	農政課
自然観察会の開催	観察会開催数	生涯学習課、環境課
イベント等における自然環境の活用と PR	自然環境を活用したイベント開催数	商工観光課
自然環境を生かしたスポーツ・レクリエーション活動の開催	参加者数	生涯学習課
自然環境を生かした市民講座の開催	参加者数	生涯学習課
自然環境の調査と保全対策	希少種確認数	環境課、生涯学習課
野生生物の生息・生育環境の保全	保全状況	生涯学習課
移入種*の抑制に関する普及啓発	普及啓発状況	環境課



【里山の風景】

## ②自然とのふれあいの場の保全と活用

### 取り組みの方向性

- 親水空間での学びの推進
- 目的にあった緑化の推進
- 自然とのふれあいの機会の創出

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
都市公園面積（都市整備課）	59.4ha	59.8ha	63.7ha (H27)
多自然型水辺づくり（都市整備課）	—	—	設置

※都市公園面積は第1次振興計画後期基本計画の目標

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
市民が身近に利用できる公園緑地が、安全で安心して利用できることを目指し、公園の整備工事等を進める。		公園・緑地の整備・保全 [06-03-02]
指標	目標(H27)	担当課
都市公園面積	63.7ha	都市整備課
取り組み内容		関連する施策
景観的にも魅力があり、自然や生物と親しめる、うるおいとやすらぎのある河川・水辺の整備を進める。		多自然型河川・親水空間の整備・保全[06-03-03]
指標	目標(H27)	担当課
親水空間の整備数	6箇所	都市整備課

## 具体的な施策

施策	指標	担当課
湧水地の調査	湧水地調査地域数	環境課
河川の美化活動	参加者数	環境課、建設課
自然環境を活用した体験型環境学習の推進	体験学習参加者数	生涯学習課
事業所の緑化の推進・指導	指導数	商工観光課
環境保全団体の活動支援	支援数	環境課
自然体験学習の推進	参加者数	学校教育課
自然を活かした公園整備・管理事業	整備面積	都市整備課
緑の基本計画*策定	計画策定	都市整備課



## 1-2 自然環境に配慮した農業が営まれるまちづくり

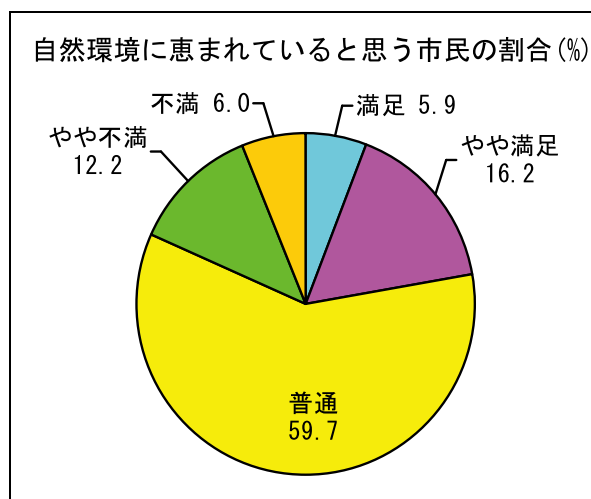
### 現状

- 肥沃な大地と豊かな水資源を活用した農業が盛んに行われている。
- 水稻を基幹に野菜、果樹、花等多種の農林産物の栽培及び酪農、養豚、採卵鶏等大規模経営が取り込まれ、首都圏からのニーズも高まっている。
- 耕作放棄地は減少しつつあるが、依然18haを超える耕作放棄地が存在している。

### 課題

- 耕作放棄地の継続的な対策。
- ほ場整備等の影響により昆虫・野鳥が減少してきている。
- 農薬の使用による生態系への影響が危惧される。

第1次振興計画後期基本計画の市民アンケート結果によると、自然環境に恵まれていると思う市民の割合は、約82%と多く、不満の約18%を大きく上回ります。



出典：さくら市第1次振興計画後期基本計画



【自然に恵まれた田園風景】

## ①農地の有効活用

### 取り組みの方向性

- 農地の有効活用による自然環境の保全

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標（H29）
耕作放棄地面積（農政課）	82.5ha	18.9ha	20ha (H27)

※耕作放棄地面積は第1次振興計画後期基本計画の目標

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
地域農業の担い手の確保・農業生産基盤の整備・農地の有効活用により強靱な農業構造の構築を進める。		強靱な農業構造の構築 [04-01-03]
指 標	目標(H27)	担 当 課
耕作放棄地面積	20ha	農政課

### 具体的な施策

施 策	指 標	担 当 課
小学校等における農業体験学習の推進	参加児童数	学校教育課
市民農園支援	支援面積	商工観光課
地域農業の担い手確保	認定農業者数	農政課



【市民農園】

## ②農業の安全安心・地産地消の推進

### 取り組みの方向性

- 地産地消の拡大
- 安全・安心な農産物の生産・流通の推進

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
地場農産物の学校給食利用 （農政課、学校教育課）	一部品目の 利用	20品目	利用品目・利 用量の増加

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
さくら市産の安全・安心な農産物を学校給食に取り入れ、地産地消・食育を推進する。		地産地消の推進 [04-01-04]
指 標	目標(H27)	担 当 課
学校給食における地元食材活用額	1,350千円	農政課

### 具体的な施策

施 策	指 標	担 当 課
家畜排せつ物活用施設整備事業	施設活用状況	農政課
環境にやさしい持続性の高い農業の推進	エコファーマー* 認定数（延べ）	農政課
学校給食での地元農産物の利用促進	利用量	農政課
小中学校からの食品廃棄物のたい肥化検討	—	農政課
環境に配慮したほ場整備（土地改良区運営補助事業）	ほ場整備面積	農政課



【さくら市氏家地区農産物直売所 菜っ葉館】

### 1-3 人が輝き、文化のいきづくまちづくり

#### 現状

- 氏家地区は、古代からその名が確認でき、中世では二十四郷二千余町を氏家氏が統治、江戸時代には鬼怒川の舟運による河岸や宿が物流の拠点となっていた。
- 喜連川地区は中世の塩谷氏の後、江戸時代には足利尊氏の血を引く喜連川足利氏の城下町として発展、現在も風情を残す「御用堀」や「寒竹囲い」の生垣の家が存在する。
- 長い歴史と伝統を物語る貴重な建物や彫刻、有形・無形の文化財、史跡などの文化遺産や記念物が多く、国指定の文化財が1、県指定の文化財が45、市指定の文化財が215存在する。
- 貴重な文化財等と里地・里山\*、清らかな水、水田を基調とした農村風景が、遠くの日光連山から高原山・那須連峰の美しい自然と融合した魅力あふれる景観を形成している。

#### 課題

- 本市独自の歴史が創出した貴重な文化遺産と美しい自然が融合した魅力的な景観の存在が市民にあまり知られていない。
- 文化遺産の保存、景観の保存についての明確な取り組みが望まれる。



【お丸山公園（喜連川城跡）からの眺望】

## ①景観の保全

### 取り組みの方向性

- 緑と桜を活かした緑のネットワーク形成
- ふるさと原風景の保全

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
景観条例・ガイドライン等の策定 （都市整備課）	—	協議検討中	策定

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
景観計画を策定し、良好な自然環境の保全、歴史的・文化的な街並みの保全を進める		市街地の都市景観の創造・保持[05-06-02]
指標※	目標(H27)	担当課
良好な市街地景観だと思う市民の割合	80%	都市整備課

※指標は振興計画の市民アンケート結果を示します。

### 具体的な施策

施策	指標	担当課
生垣づくり奨励事業	補助件数	都市整備課
桜つつみ整備事業	整備延長	都市整備課
桜の郷づくりの推進	—	企画政策課
街路樹緑化の推進	街路樹本数	都市整備課
景観条例、ガイドライン等の策定	策定	都市整備課
環境に配慮した地区計画の指定	地区計画指定数	都市整備課
ふるさと田園景観の保全	地区数	農政課



## ②歴史・文化の保存

### 取り組みの方向性

- 文化遺産の調査・整理・保存
- 郷土愛の醸成、歴史・文化の保存

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
市指定文化財指定件数※（生涯学習課）	207件	215件	220件 (H27)

※市指定文化財指定件数は第1次振興計画後期基本計画の目標

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
市指定文化財が適切な形で将来に向け保護管理されるために、市指定文化財維持管理及び指導助言等を行う。		歴史的文化的資源の保存・継承[03-07-02]
指標	目標(H27)	担当課
市指定文化財指定件数	220件	生涯学習課

### 具体的な施策

施策	指標	担当課
文化遺産の伝承や記録作り	記録整備数	生涯学習課
文化遺産、史跡等の調査、保存、整備	調査件数	生涯学習課
歴史的及び生物学的価値のある巨木や屋敷林の保全条例制定の検討	—	生涯学習課
農村景観の確保と地域文化の継承	地区数	生涯学習課、農政課
文化遺産の防火訓練	実施数	生涯学習課、総務課



【県指定文化財 青銅不動明王坐像】

## 2. 生活環境の保全

### 2-1 ごみのない美しいまちづくり

#### 現状

- 丘陵地、河川、水田など、豊かな自然が多く、美しい景観を形成している。
- 歴史的に形成された城下町としての景観等貴重な文化遺産が存在している。
- ゆうゆうパーク、お丸山公園※などが整備され、市民の憩いの場所となっている。

※お丸山公園は東日本大震災や平成23年9月の台風による崩落のため復旧工事が行われています。

#### 課題

- タバコのポイ捨てが多く見られる。
- 地下道、駅前広場等に紙袋、食べ残しが捨てられている。
- 山林や河原に粗大ごみが放置されている。



【五行川、草川における河川清掃ボランティア風景】

## ①環境美化の推進

### 取り組みの方向性

- 各主体の協働による環境美化活動の推進

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
美化活動参加者数（環境課）	延べ 12,000人/年	延べ 11,700人/年	延べ 15,000人/年

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
市民の環境美化意識の向上と市の公衆衛生の向上、それらに伴う健康で住みよいさくら市の形成のために、河川・市内清掃の支援や機材の貸出、資材の提供等を行う。		美化運動の推進 [06-05-01]
指標※	目標(H27)	担当課
ごみが道路や公共空間に少ないと思う（きれいだと思う）市民の割合	63%	環境課

※指標は振興計画の市民アンケート結果を示します。

### 具体的な施策

施策	指標	担当課
市内一斉清掃等の推進	実施回数	環境課
道路・河川清掃、草刈、花植等による環境美化	活動団体数	建設課
学校周辺の清掃等環境美化活動の実施	実施数	学校教育課
道路等、植栽帯の管理の協働化 愛ロード、愛リバーの推進	活動団体数	建設課

## ②不法投棄の抑止

### 取り組みの方向性

- 監視及び通報制度の強化
- 不法投棄をさせない環境の整備

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
不法投棄件数（環境課）	26件	52件	0件

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
廃棄物の不適正処理（不法投棄や不適正な土砂等の埋立て、野焼き等）の早期発見及び未然防止を図るため、廃棄物・土砂等埋立監視員によるパトロールを実施する。		不法投棄などの不適正処理の抑制[06-04-02]
指標	目標(H27)	担当課
不適正処理事案発見件数（不法投棄・野焼き）	100件	環境課

### 具体的な施策

施策	指標	担当課
不法投棄監視制度の強化	不法投棄発見数	環境課
適正な土砂埋立ての指導、徹底	小規模特定事業許可件数	環境課
廃棄物不法投棄等の情報提供の促進	情報提供数	環境課
事業所への法にもとづく指導、徹底	苦情件数	環境課
荒地や廃屋等改善の指導、徹底	苦情件数	環境課

## 2-2 資源が循環するまちづくり

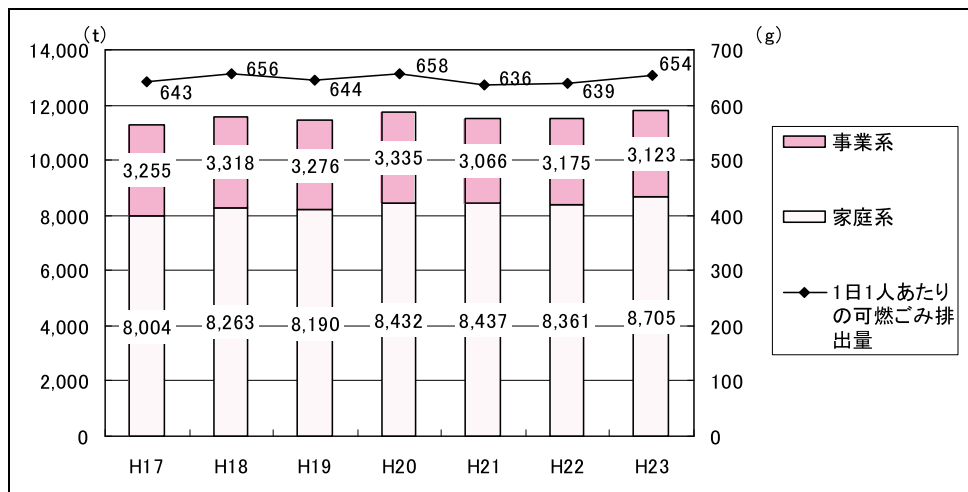
### 現状

- 人口の増加に伴い、家庭系ごみの総排出量がわずかながら増加している。
- 1日1人あたりの可燃ごみ排出量はほぼ横ばいとなっている。
- 資源物（紙類資源物）の回収状況は、横ばいまたは減少傾向にある。
- ごみステーションまで歩くことが困難な高齢者の1人世帯が増えている。

### 課題

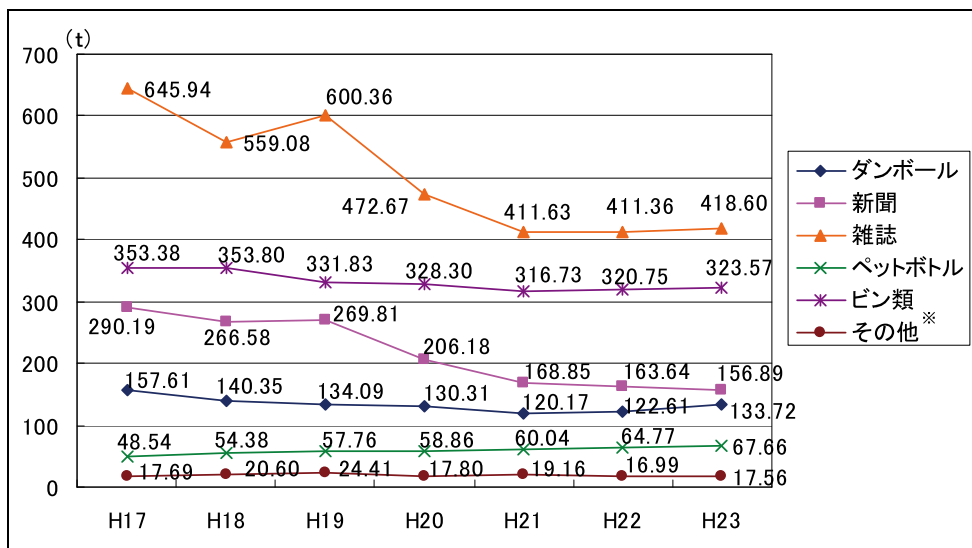
- 家庭系可燃ごみ排出量の削減。
- 資源物回収量の増加。
- 高齢者等世帯への戸別回収。

### 【家庭系ごみ及び事業系ごみの推移と1日1人あたりの可燃ごみ排出量の推移】



出典：さくら市

### 【資源物回収量の推移】



※その他とは有価ビン、牛乳パック、プラスチック容器、キャップ、トレイを示す。

出典：さくら市

## ①一般廃棄物の減量と適正処理

### 取り組みの方向性

- 分別など適正処理の徹底
- 環境負荷の少ない処理の推進
- 一般廃棄物減量対策の推進
- 見守りネットワークと連携したごみ収集

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
ごみの処理量（環境課）	11,581 t	11,828 t	10,875 t
1日1人当たりの可燃ごみの排出量（環境課）	656 g	654 g	604 g (H27)

※1日1人当たりの可燃ごみの排出量は第1次振興計画後期基本計画の目標

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
各家庭等から排出される厨芥類を生ごみ処理機器で自家処理することにより減量化・資源化を図る。		廃棄物抑制の推進 [06-04-01]
指標	目標(H27)	担当課
1日1人あたりの家庭系可燃ごみ排出量	417 g	環境課

### 具体的な施策

施策	指標	担当課
分別等適正処理徹底のための啓発	啓発状況	環境課
リサイクルフェア等開催の検討	—	環境課
災害時における一般廃棄物処理対策	—	環境課、総務課
生ごみ処理機器設置事業補助金制度の普及	補助利用件数	環境課
ごみ減量推進地区指導員制度の検討	—	環境課
公共下水道搬出汚泥減量化の検討	—	下水道課
イベント開催時におけるごみの持ち帰り、分別の徹底	焼却処理ごみ量	商工観光課
高齢者・障がい者等を対象とした声かけ収集（戸別収集）の実施	事業利用者数	環境課

## ②5R\*の推進

### 取り組みの方向性

- もったいない意識の向上
- 有限な資源循環の推進
- グリーン購入\*の推進

### 目標値

項目（担当課）	基準（H18）	中間（H23）	目標（H29）
資源物回収率（環境課）	13.1%	11.3%	30%
グリーン購入基準策定（環境課）	—	—	策定

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
資源ごみの回収量を増加させるため、資源ごみ回収報償金交付規則により、市が認めた団体が、回収対象品目（古紙類、ビン類、金属類、布類等）を回収し、資源物回収業者に売却する。		リサイクル*活動の推進 [06-04-03]
指 標	目 標（H27）	担 当 課
家庭系資源物回収量	1,500 t	環境課



## 具体的な施策

施策	指標	担当課
フリーマーケット開催支援	開催件数	商工観光課
不要日用品等再利用*情報登録・紹介制度	掲載件数	環境課
食品廃棄物のたい肥化の検討	—	農政課
公共工事における再生資材利用の推進	再生資材利用量	都市整備課、建設課
下水道処理水の再利用の検討	—	下水道課
下水道処理汚泥の資源化の促進	資源化量	下水道課
廃棄図書の有効利用	有効利用冊数	生涯学習課
放置自転車対策の推進	放置自転車数	総務課
庁内文書類のペーパーレス化、リサイクル*化の推進	使用量	総務課
再生品の利用促進	利用率	財政課、学校教育課
グリーン購入*の考え方についての普及啓発	普及啓発状況	環境課
グリーン購入基準の設定と運用の検討	基準の策定	環境課
庁内物品に対するグリーン購入の推進	グリーン購入率 (コピー用紙枚数)	財政課



【フリーマーケットの様子】



## 2-3 空気がおいしいまちづくり

### 現状

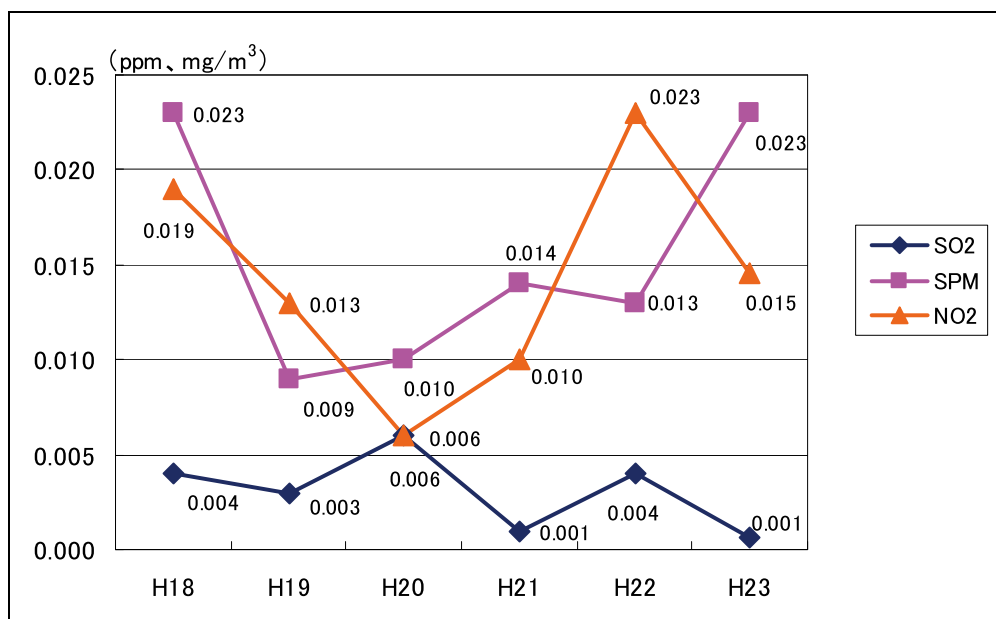
- 豊かな水と緑を有し、それらの自然浄化作用により都市部に比べ、澄んだ空気を有する地域となっている一方で、国道4号、国道293号が通り、交通の要衝としての役割を果たしているため、市民所有の自動車によるものだけでなく、大型トラックなど事業活動に伴う排気ガスの発生も多い状況となっている。

### 課題

- 自動車排出ガスの対策。
- ごみの野外焼却からの悪臭に関する苦情が寄せられている。
- 畜産における臭気対策

本市が年1回独自に実施している大気質調査の結果は、各年の変動はありますが、すべて基準値を下回っています。(環境基準：SO<sub>2</sub>\*⇒0.04ppm、SPM\*⇒0.1mg/m<sup>3</sup>、NO<sub>2</sub>\*⇒0.06ppm)

【大気質調査結果の推移】



出典：さくら市

## ①大気汚染の防止

### 取り組みの方向性

- 工場、事業所等固定発生源対策の推進
- 自動車排出ガス対策の推進

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
大気環境基準（環境課）	基準達成	基準達成	達成維持

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
騒音・振動・悪臭等の公害調査を必要に応じ実施し、調査による実態の把握と、公害原因者に対する良好な生活環境への指導と協力を仰ぐ。 また、大気について定点観測を行う。		公害防止対策の推進 [06-05-04]
指 標	目標(H27)	担 当 課
事業者に起因する公害に関する年間苦情件数	4 件	環境課

### 具体的な施策

施 策	指 標	担 当 課
大気環境調査	環境基準達成率	環境課
工場・事業場等への立ち入りによる検査や指導	立ち入り件数	環境課
公害防止協定の締結による環境保全の推進	締結件数	環境課
スマートドライブ*の推進	普及啓発状況	環境課



【大気環境調査の様子】

## ②悪臭の防止

### 取り組みの方向性

- 工場、事業所等固定発生源対策の推進
- 苦情に対する速やかな対応

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
悪臭苦情件数（環境課、農政課）	46件	73件	減少

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
騒音・振動・悪臭等の公害調査を必要に応じ実施し、調査による実態の把握と、公害原因者に対する良好な生活環境への指導と協力を仰ぐ。		公害防止対策の推進 [06-05-04]
指 標	目標(H27)	担 当 課
事業者に起因する公害に関する年間苦情件数	4件	環境課

### 具体的な施策

施 策	指 標	担 当 課
悪臭苦情に対する適切な対応	苦情件数	環境課、農政課
工場・事業場等への立ち入りによる検査や指導	立ち入り件数	環境課
不適切焼却行為の監視	苦情件数	環境課
公害防止協定の締結による環境保全の推進	締結件数	環境課

## 2-4 水の安全が確保されているまちづくり

### 現状

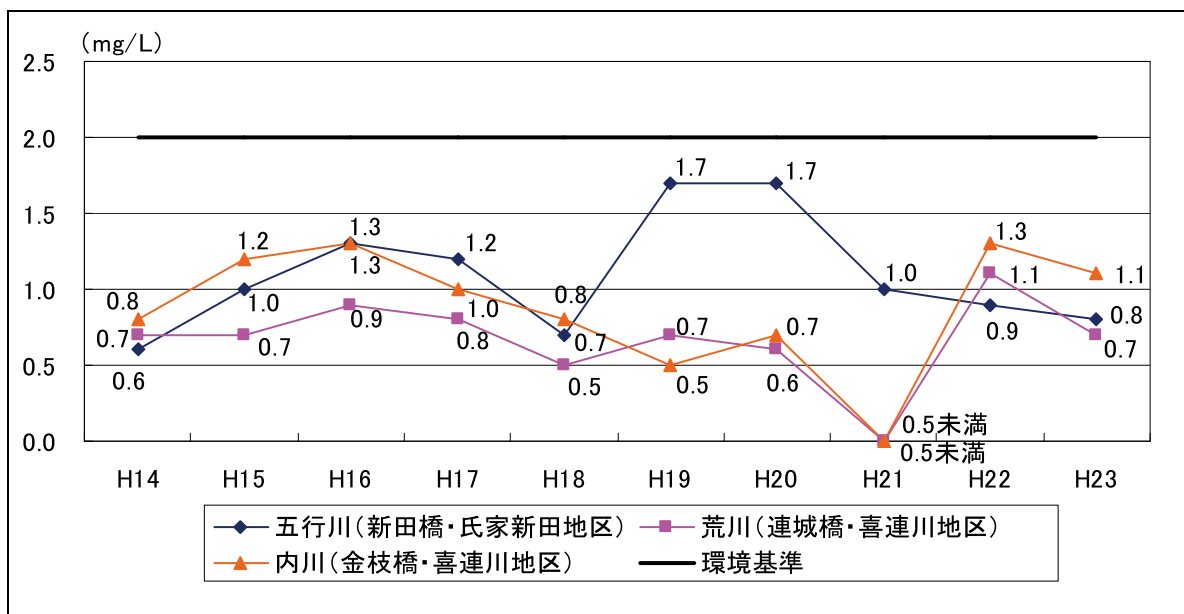
- 本市の森林は全体の約21%を占め、水源涵養や災害防止、生態系の保持など重要な役割を担っている。
- 農地は全体の約45%を占め、鬼怒川をはじめとした水資源に恵まれ、また、首都圏内という立地条件の良さを生かし、水・土を活用した農業が盛んに行われている

### 課題

- 生活排水の不適切処理、未処理排水による水・土の汚染が懸念される。
- 生活排水の負荷を低減する取り組みに不足がみられる。
- 汚水処理施設の整備が不足している。

本市の主要な河川の調査結果（夏期）は基準値未満で推移しています。

【水質調査結果(BOD\*)の推移】

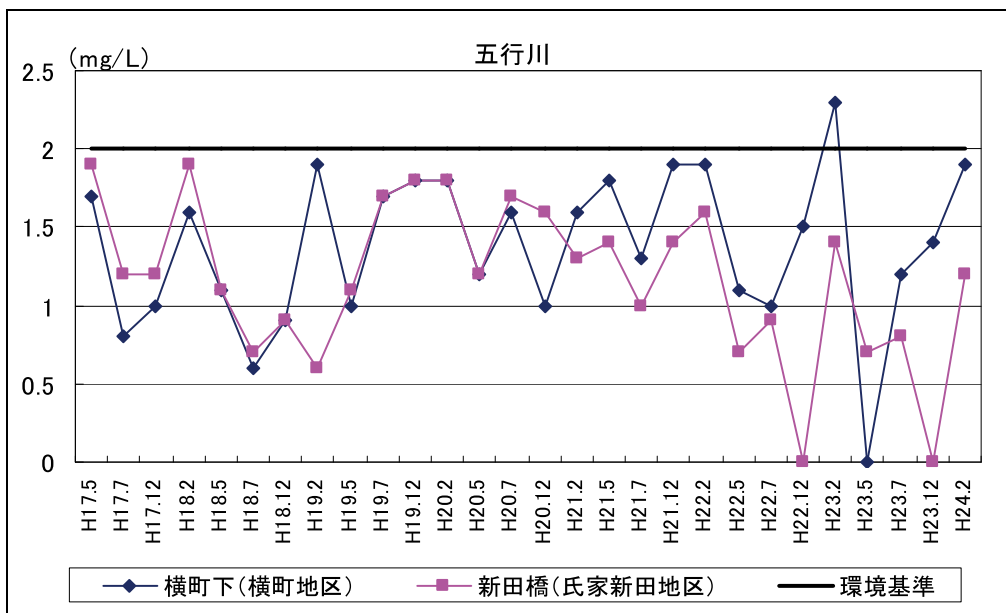


※上記グラフは夏期調査結果を記載

出典：さくら市

五行川の水質調査も平成23年2月の横町下での結果を除き、基準値未満で推移しています。

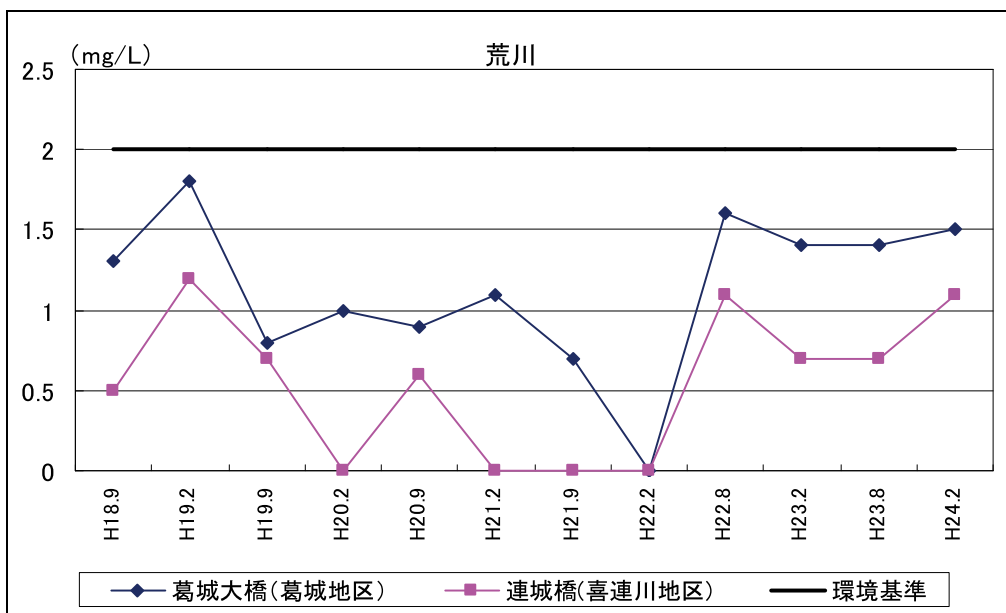
【水質調査結果(BOD\*)の推移(五行川)】



出典：さくら市

荒川の水質調査結果も基準値未満で推移しています。

【水質調査結果(BOD)の推移(荒川)】



出典：さくら市

## ①水・土の汚染防止

### 取り組みの方向性

- 排水の適正処理の推進
- 土壌汚染の防止

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
生活排水処理施設普及率（下水道課）	63.3%	73.1%	100% (H37)

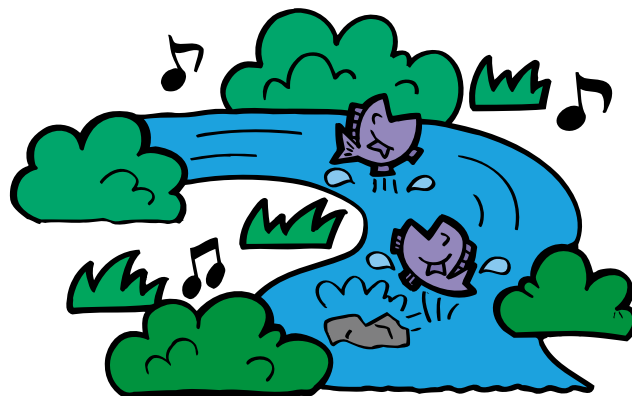
※生活排水処理施設

公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水すべてを含めた生活排水の処理施設

※目標(H37)は、さくら市公共下水道全体計画区域の目標値

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
供用区域内の下水道への接続を徹底する。		上下水道の整備 [06-01-00]
指 標	目標(H27)	担 当 課
水洗化率	氏家処理区 83.0% 喜連川処理区 56.4%	下水道課
取り組み内容		関連する施策
新築、増改築に伴う合併浄化槽の設置を行う者に対して補助を行うことで合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水による水質汚濁の防止を図る。		生活排水対策の推進 [06-05-03]
指 標	目標(H27)	担 当 課
生活排水対策として合併処理浄化槽へ転換した世帯数（市の補助対象のみ）	33 世帯（5 年間平均）	下水道課



## 具体的な施策

施策	指標	担当課
不法投棄監視制度の強化	不法投棄発見数	環境課
適正な土砂埋立ての指導、徹底	小規模特定事業許可件数	環境課
工場・事業場等への立ち入りによる検査や指導	立ち入り件数	環境課
事業所に起因した地下水汚染に対する調査の実施	対応件数	環境課
河川及び地下水水質調査の実施	調査数	環境課
公害防止協定の締結による環境保全の推進	締結件数	環境課
家畜排せつ物利活用の推進	利用率	農政課
生活排水対策の推進	—	下水道課
浄化槽設置整備事業	浄化槽設置件数	下水道課
水洗化の普及・促進	水洗化率	下水道課
公共下水道の整備	下水道普及率	下水道課
水処理センター維持管理事業	—	下水道課
水処理センター放流水の水質調査と保全・監視の強化	—	下水道課
地下水採取の適正な指導	揚水機設置の届出数	企画政策課



## ②安全でおいしい水の確保

### 取り組みの方向性

○ 水源の汚染防止
○ 水資源の確保

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
水道普及率※（水道課）	85.7%	87.4%	91% (H27)
上水道水質基準（水道課）	基準達成	基準達成	達成維持

※水道普及率は第1次振興計画後期基本計画の目標

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
氏家地区の水道普及率向上を図るため、配水管拡張工事を行う。		水道の整備 [06-01-01]
指 標	目標(H27)	担 当 課
上水道給水戸数	13,900 戸	水道課
取り組み内容		関連する施策
簡易水道区域の未整備地区へ水道管を布設する。		水道の整備 [06-01-01]
指 標	目標(H27)	担 当 課
簡易水道給水戸数	1,199 戸	水道課

### 具体的な施策

施 策	指 標	担 当 課
車道、歩道等の透水性舗装整備の推進	透水性舗装距離	建設課、都市整備課
配水設備等の適正管理	有収率	水道課
水源涵養のための森林保護や水源の安全対策	森林面積	農政課、水道課
災害発生時の避難場所における水道の確保	耐震化率	水道課



## 2-5 健康で安全にらせるまちづくり

### 現状

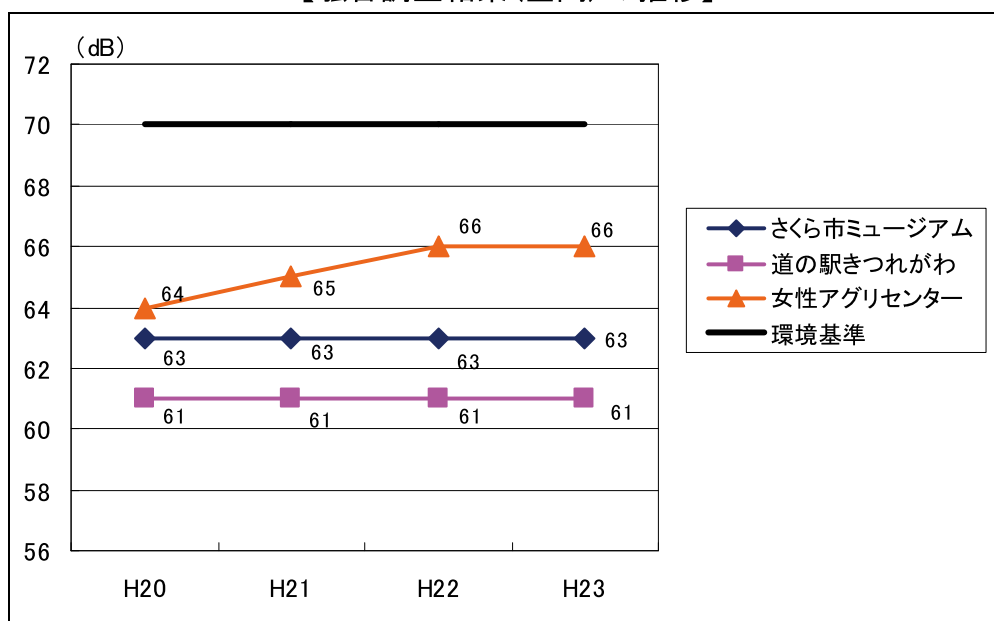
- 都市化が進み、住宅や商業施設が増え、自動車交通量も増加している。
- 市民一人ひとりが環境問題の被害者でもあり、加害者にもなっている。
- 日々の暮らしが便利になる一方で、様々な化学物質が作られている。

### 課題

- 都市化の進展による夜間の屋外照明が増加している。
- 自動車からの騒音（エンジン音、音楽等）が幹線道路沿いで発生している。
- 音響やペットなど、身の回りから発生する騒音等によって苦情が発生している。
- 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響が生じている。

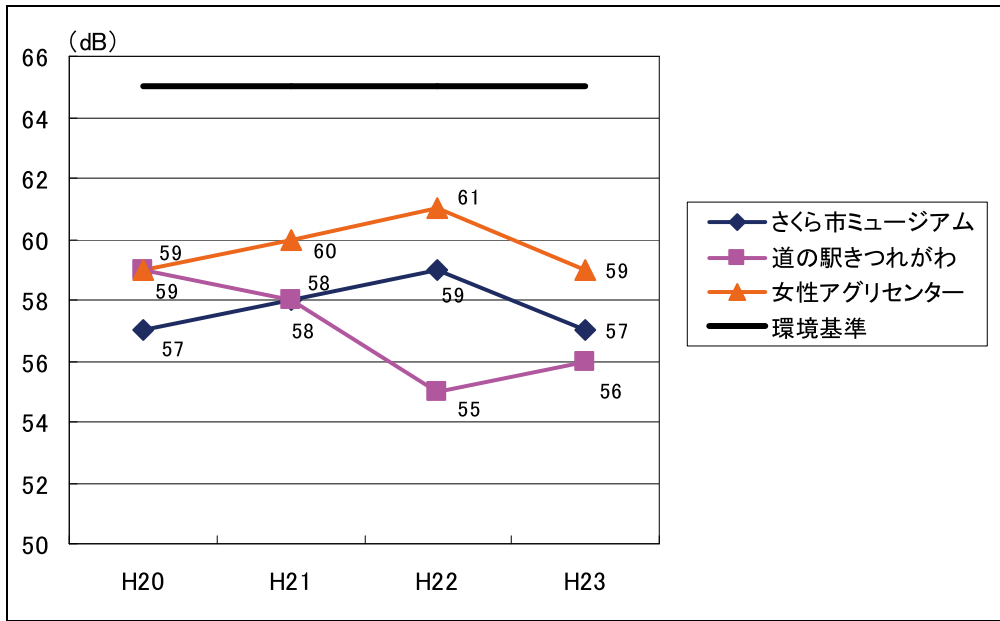
本市が実施している道路に面する地域の騒音測定結果は、昼、夜とも環境基準を満足する値で推移しています。（幹線道路を担う道路に近接する空間の基準：昼間 70dB\*、夜間 65dB）  
なお、平成 20 年度のさくら市ミュージアムは測定地点を将軍地蔵に変更しています。

【騒音調査結果(昼間)の推移】



出典：さくら市

### 【騒音調査結果(夜間)の推移】



出典：さくら市

## ①住環境の保全

### 取り組みの方向性

- 騒音・振動発生状況の把握
- 騒音・振動発生源対策
- 暮らしに関わる環境問題の適切な対応
- ダイオキシン類\*・PCB\*・アスベストなどの有害物質に対する適切な対応

### 目標値

項目 (担当課)	基準 (H18)	中間 (H23)	目標 (H29)
騒音環境基準	基準達成	基準達成	達成維持
動物に関する苦情件数	30 件	97 件	減少

## 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
騒音・振動・悪臭等の公害調査を必要に応じ実施し、調査による実態の把握と、公害原因者に対する良好な生活環境への指導と協力を仰ぐ。 また、道路騒音について定点観測を行う。		公害防止対策の推進 [06-05-04]
指 標	目標(H27)	担 当 課
事業者に起因する公害に関する年間苦情件数	4 件	環境課
取り組み内容		関連する施策
ペットに関する苦情が減るようホームページ等によりペットの飼い方等の情報提供を行う。		ペットの適正飼育の推進 [06-05-02]
指 標	目標(H27)	担 当 課
ペットに関する年間苦情件数	95 件	環境課
取り組み内容【再掲】		関連する施策
廃棄物の不適正処理（不法投棄や不適正な土砂等の埋立て、野焼き等）の早期発見及び未然防止を図るため、廃棄物・土砂等埋立監視員によるパトロールを実施する。		不法投棄などの不適正処理の抑制[06-04-02]
指 標	目標(H27)	担 当 課
不適正処理事案発見件数（不法投棄・野焼き）	100 件	環境課

## 具体的な施策

施 策	指 標	担 当 課
自動車交通騒音等騒音調査の実施と対策	調査件数	環境課
工場・事業場等への立ち入りによる検査や指導	立ち入り件数	環境課
公害防止協定の締結による環境保全の推進	締結件数	環境課
道路維持管理工事	業務委託による補修件数	建設課
ペットの飼い方等に関する指導、徹底	苦情件数	環境課
「光害対策ガイドライン」にもとづく対応	苦情件数	環境課
ダイオキシン類*の情報収集・啓発	普及啓発状況	環境課
アスベストなど新たな環境問題等に関する情報の提供	普及啓発状況	環境課

## ②放射能汚染への対応

### 取り組みの方向性

- 日本国憲法第 25 条、栃木県環境基本条例、さくら市環境基本条例の理念に基づいた放射性物質等への対策
- 市民の外部被ばく及び内部被ばく低減対策

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
放射能に関する情報の提供回数	—	—	—※

※放射能に関する問題はさくら市民が経験したことのない事態であり今後の動向も不透明であることから、目標値は掲げずに取り組みの方向性を指し示すものとし、必要に応じて見直しを図るものとします。

### 市が行う主要な取り組み

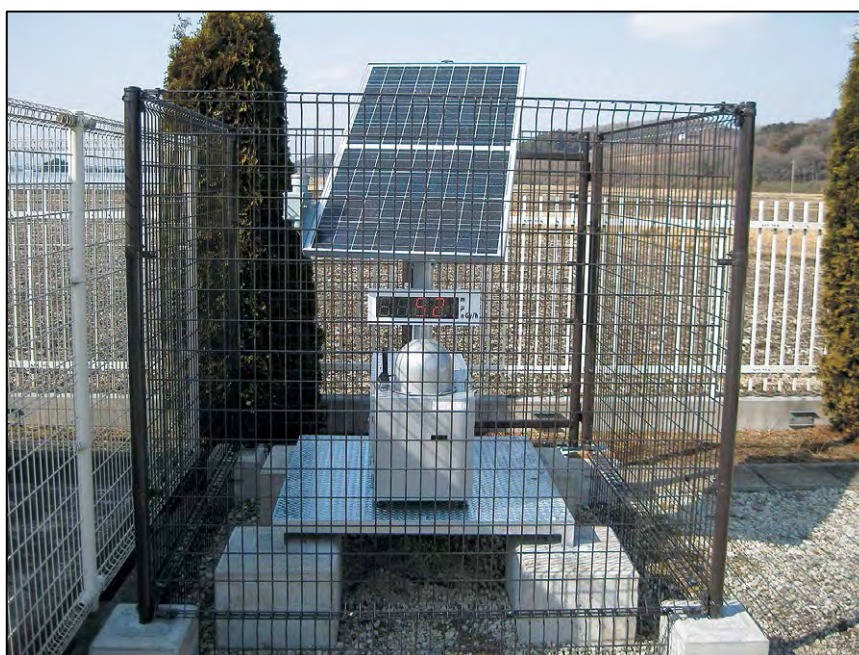
取り組み内容		関連する施策
市内の放射線量、食品放射性物質の測定及び結果の公表を行う。		—
指 標	目標(H27)	担 当 課
市内の空間放射線量率*測定回数	—	総務課



【喜連川支所に設置した食品放射能測定システム】

## 具体的な施策

施策	指標	担当課
一般家庭向け除染マニュアルの公表	情報提供回数	総務課
持ち込みによる食品の放射性物質簡易検査実施	検査実施件数	総務課
学校給食等の放射性物質濃度の測定と公表	測定回数	総務課
上水・井戸水・下水汚泥等の放射性物質濃度の測定と公表	測定回数	環境課、水道課、下水道課
空間放射線量率*の測定と公表	測定回数	総務課、都市整備課、児童課、学校教育課、生涯学習課
放射能に関する情報の提供	情報提供回数	総務課
農林水産物生産者への放射能に関する情報の提供	情報提供回数	農政課



【たいよう保育園に設置した空間放射線量モニタリングポスト】

測定結果は文部科学省のホームページにおいてリアルタイムで公表しています。

アドレス <http://radioactivity.mext.go.jp/map/ja/>

### 3. 地球環境の保全

#### 3-1 地球温暖化防止をすすめるまちづくり

##### 現状

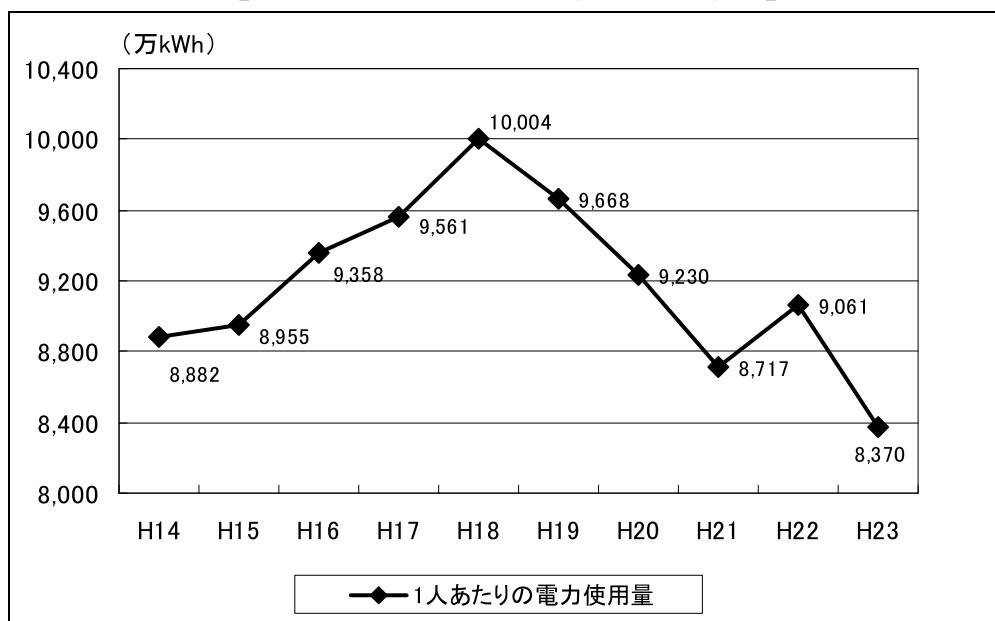
- 人口の推移は増加から横ばいに移りつつも世帯数が増加し、1世帯あたりの人員が減少している。
- 地球温暖化による影響が疑われる異常気象が世界中で発生し、本市においても大雨による被害が発生している。
- 東日本大震災を受け、節電の意識が向上している。
- 省エネ法が改正され、さくら市役所（市長部局）も特定事業者指定された。

##### 課題

- 市内の電力使用量削減
- 市民1人あたりの電気使用量の更なる削減
- コンパクトな都市構造への転換
- 省エネルギー意識の更なる向上
- 市庁舎の省エネルギー化の推進

本市の市民1人あたりの年間電力使用量は平成18年度をピークに減少しています。特に東日本大震災を受けた平成23年度は大きく減少しています。平成22年度には増加しましたが、これは記録的な猛暑の影響であったと思われます。

【市民1人あたりの電力使用量の推移】



出典：さくら市

## ①省エネルギー

### 取り組みの方向性

- 省エネルギーの推進
- 温室効果ガス\*の排出抑制

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
市民1人あたりの電力使用量（環境課）	10,004kWh	8,370kWh	8,200kWh (H27)

※市民1人あたりの電力使用量は「第1次振興計画後期基本計画」の目標

### 参考値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
市民1人あたりの電力使用における二酸化炭素排出量（環境課）	5,550kg-CO <sub>2</sub> *	4,646kg-CO <sub>2</sub>	4,551kg-CO <sub>2</sub> (H27)

※市民1人あたりの電力使用における二酸化炭素排出量

平成18年度の市域における全ての使用電力量（41,666万kWh）を、人口（41,648人）で割り、国の定める二酸化炭素の排出係数（0.555kg/kWh）を乗じ算出しました。中間(H23)及び目標(H27)も同様の排出係数を用いて算出していますが、本来排出係数は発電に用いたエネルギー（石油・原子力など）に応じて毎年変動するものであり、今後、火力発電の稼働に応じて排出係数も高くなることから参考値としました。

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
省エネルギー推進のため、節電等に関する情報提供を行う。		省エネルギーの推進 [06-02-03]
指 標	目標(H27)	担 当 課
市民1人あたり年間電力使用量	8,200kWh	環境課

## 具体的な施策

施策	指標	担当課
庁内文書管理の徹底	—	総務課
節水等の啓発	普及啓発状況	水道課
情報のデジタル化、省力化の推進	業務効率化の状況	企画政策課
公用車における低公害車、低燃費車の導入推進	導入件数	財政課
システム化による業務の効率化の推進	業務効率化の状況	市民福祉課、保険高齢対策課、児童課
ホームページの活用による市民サービス業務の効率化の推進	業務効率化の状況	市民福祉課、健康増進課、保険高齢対策課、児童課
介護訪問等効率的な手法の検討	業務効率化の状況	保険高齢対策課
第2次庁内地球温暖化対策実行計画の策定	計画の策定	環境課、財政課
地球温暖化対策地域推進計画の検討	調査・研究	環境課
「市民環境会議」の支援	支援状況	商工観光課、環境課
公共交通機関の利便性の向上の推進	利便性の状況	企画政策課
公共交通機関の利用促進のための啓発	利用率	企画政策課
環境家計簿*活用の促進	普及啓発状況	環境課



【市が使用している電気自動車】



## ②新エネルギーの活用

### 取り組みの方向性

- 再生可能エネルギー\*導入の推進
- 従来型エネルギーの新利用形態による導入の推進

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
太陽光発電システム設置補助件数（環境課）	25 件	41 件	増加

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
地球温暖化防止対策の一環として、市民のクリーンエネルギー利用の支援のため、住宅用太陽光発電システムの設置者に補助金を交付する。		新エネルギー*の導入推進 [06-02-04]
指 標※	目標(H29)	担 当 課
太陽光やヒートポンプなどの新エネルギーを導入している市民の割合	10%	環境課

※指標は振興計画の市民アンケート結果を示します。

### 具体的な施策

施 策	指 標	担 当 課
再生可能エネルギー導入支援制度の充実	—	環境課
太陽光発電設備設置補助	補助件数	環境課
地域新エネルギー利用・促進モデル事業の創設	—	環境課
公共施設における新エネルギー導入の推進	導入件数	財政課

※新エネルギーは「再生可能エネルギー」と「従来型エネルギーの新利用形態」の2つに分類されます。更に「再生可能エネルギー」は「自然エネルギー」と「リサイクルエネルギー」に分けられます。

新エネルギー*	再生可能エネルギー*	自然エネルギー	太陽光発電
			風力発電
			太陽熱利用
			雪氷熱利用
		自然エネルギーでかつリサイクルエネルギー	バイオマス*発電
			バイオマス熱利用
	リサイクルエネルギー	バイオマス燃料製造	
		廃棄物発電	
		廃棄物熱利用	
		廃棄物燃料製造	
	従来型エネルギーの新利用形態		温度差エネルギー
			クリーンエネルギー自動車
		天然ガスコージェネレーション*	
		燃料電池	



【たいよう保育園に設置した太陽光発電パネル】



【道の駅きつれがわに設置した電気自動車用急速充電器】

## 4. 環境教育の推進

### 4-1 環境の大切さを学習し、市民・事業者・市が協働しているまちづくり

#### 現状

- 東日本大震災を受け、節電等に対する意識が向上している。
- 人口増加・都市化の進展によって人々の意識が多様化している。
- 環境リーダーの登録数は確実に増加している。

#### 課題

- 向上した節電等の意識の継続と更なる普及。
- 市民・事業者が自ら環境問題に取り組む風土づくり。
- 市民・事業者を牽引する環境リーダーの継続的な育成。

桜の郷づくりの一環である桜守活動には、年齢・性別を問わず、たくさんの市民が参加しており、市民の環境意識の向上が伺えます。



【鬼怒川桜づつみでの活動風景】



【荒川桜づつみでの活動風景】

## ①環境情報の発信、共有、活用

### 取り組みの方向性

- 環境情報発信の推進
- 環境情報を活用した自主的取り組みの推進

### 目標値

項目（担当課）	基準（H18）	中間（H23）	目標（H29）
環境情報に関する満足度（環境課）	43.5%	—	50%

※目標の達成度の把握は、第2次環境基本計画策定時（H29）に調査を実施します。

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
環境関連の諸問題について、イベント等でパネル展示・環境グッズやパンフレット等の配布・実験等を行う。また、学校等への出張講座を行う。 図書館やミュージアム等、市の関係機関とも連携協力し、啓発活動を進める。		環境保全活動の推進 [06-02-01]
指 標	目標（H27）	担 当 課
環境負荷軽減の市民への PR・イベントの年間実施回数	30 回	環境課

### 具体的な施策

施 策	指 標	担 当 課
環境情報の発信	普及啓発状況	環境課
さくら市の環境についての公表	公表	環境課



【ゆめ！さくら博の様子】

## ②環境活動の推進

### 取り組みの方向性

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動の場や手段の構築</li> <li>○ 環境活動の推進</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------

### 目標値

項目（担当課）	基準(H18)	中間(H23)	目標(H29)
環境施策実施件数（環境課）	33件	35件	増加

### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
市民が自主的に活動する公益性の高い活動に対し財政的支援をすることで、協働の基礎となる市民活動の活発化を図る。		協働で取り組むまちづくり活動への支援 [01-01-04]
指 標	目標(H27)	担 当 課
市民活動助成金や各種補助を活用している団体数	264団体	企画政策課

### 具体的な施策

施 策	指 標	担 当 課
教職員の環境学習研修会への参加	参加者数	学校教育課
環境学習に対する支援体制の整備	—	生涯学習課
地区ごとの身近な環境講座の開催	参加者数	生涯学習課
「市民環境会議」の支援	支援状況	商工観光課、環境課
家庭版環境配慮プログラム（家庭版 ISO）の構築、普及の検討	—	環境課
事業所版環境配慮プログラム（事業所版 ISO）の構築、普及の検討	—	商工観光課
中小企業への ISO14001*、エコアクション 21*等の導入支援	導入数	商工観光課
公共事業環境配慮指針*の策定	指針の策定	財政課

### ③環境リーダー等人材の育成

#### 取り組みの方向性

○ 環境リーダーの育成
-------------

#### 目標値

項目（担当課）	基準（H18）	中間（H23）	目標（H29）
環境リーダー登録者数 （環境課、生涯学習課）	16人	19人	増加

#### 市が行う主要な取り組み

取り組み内容		関連する施策
ボランティア活動等に興味・関心を高めてもらい、実践者人口の増加を目的とする。さらに実践者に関しては、交流によるボランティアネットワークの構築と事業の拡大を図る。		市民と行政の協働の体制づくり [01-01-02]
指標	目標（H27）	担当課
協働に関する研修を受けた職員数	180人（5年間延べ人数）	企画政策課

#### 具体的な施策

施策	指標	担当課
環境を学ぶ市民等が学習成果を発表する場の提供	環境啓発の回数	生涯学習課
こどもエコクラブの支援	登録数	環境課
教職員の環境学習研修会への参加	参加者数	学校教育課
市民団体等ボランティア組織の情報の集約	登録数	生涯学習課



【自然観察会の様子】

## 第4章 市民・事業者の環境に配慮した行動

今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄によるごみ問題、道路交通量の増加による大気汚染や騒音・振動の発生、生活排水の増加など都市型、生活型公害の顕在化や地球温暖化をはじめとする地球環境問題など、私たち一人ひとりの行動や生活が大きく起因して発生しています。

事業活動においては、法による規制など対策が講じられ、環境負荷の低減が図られていますが、消費者の製品に対する需要増や、多種多様な要求などにより公害問題、地球温暖化をはじめとする地球環境問題など、事業活動による影響も依然大きなものとなっています。

市もまた、市内の大きな事業者の一つであるため、事務・事業の実施により環境負荷が発生し、地域の環境に大きな影響を及ぼします。

これらの環境問題を改善し、将来の世代に良好な環境を継承していくためには、市民一人ひとりが自らの活動による環境影響を認識し、環境配慮行動について理解し、実践することが必要です。

わたしたちは、以下に示す環境に配慮した行動（環境配慮行動指針）にもとづき実践していきます。

### 【環境配慮行動指針】

- ① 人の健康の保護、生活環境の保全のための行動を実践します。
- ② 生態系の多様性確保のための行動を実践します。
- ③ 良好な景観の形成と歴史的文化遺産の保全のための行動を実践します。
- ④ エネルギーの有効利用のための行動を実践します。
- ⑤ 廃棄物の減量等のための行動を実践します。
- ⑥ 環境についての理解と保全の取り組みを推進するための行動を実践します。

次ページ以降に市民（滞在者を含む）と事業者の取り組み事項を示しますが、これ以外にも様々な取り組みを自主的に展開されることが望まれます。

# 1. 自然環境の保全

## 1-1 人と自然が共生する豊かな自然環境のまちづくり

### 主体別取り組み事項

取り組み事項	市 民	事業者
・里地・里山*の整備・保全に参加・協力します。	●	●
・自然観察会などに参加し、生物多様性*の重要性について理解を深めます。	●	●
・野外活動の際、ごみは持ち帰り、動植物の生息・生育環境を汚さないようにします。	●	●
・所有する森林の適切な維持管理を行います。	●	●
・開発行為に対しては里地・里山などの自然環境に配慮します。	—	●
・地元の木材資源（間伐材を含む）の使用に努めます。	●	●
・希少な野生生物の生息・生育環境の計画的な保全・保護に協力します。	●	●
・礫河原*の再生と礫河原固有の貴重種（シルビアシジミ、カワラノギク、ミヤコグサ等）の保全活動に参加・協力します。	●	●
・シナダレスズメガヤやオオキンケイギクなどの移入種*の除去作業に参加・協力します。	●	●
・ブラックバスなどの移入種は自然の中に逃がしません。	●	●
・湧水地・ため池などの保全活動に協力します。	●	●
・家庭や事業所、地域の緑化を行います。	●	●

### 参考となる指標

森林ボランティア登録数



【自然観察会の様子】



## 1-2 自然環境に配慮した農業が営まれるまちづくり

### 主体別取り組み事項

取り組み事項	市民	事業者
・市民農園の活用などにより農業に親しみます。	●	—
・農地の持つ公益的機能を理解し、自然環境としての保全に協力します。	●	●
・耕作放棄地の活用について検討・実施します。	—	●
・農業の組織化・共同化など農業経営の改善を進めます。	—	●
・農業後継者を育成します。	—	●
・地元の農産物に対する理解を深め、地産・地消に心掛けます。	●	●
・家庭菜園等での減農薬・減化学肥料に心掛けます。	●	—
・環境保全型農業*を推進します。	●	●
・直売所等による地産・地消を推進します。	●	●
・食品廃棄物を販売者、たい肥製造者、農家などと連携し、たい肥として利用する地域循環の仕組みを検討します。	●	●
・農機具や農業資材などは環境に配慮した使用・廃棄に心掛けます。	●	●

### 参考となる指標

耕作放棄地面積



### 1-3 人が輝き、文化のいきづくまちづくり

#### 主体別取り組み事項

取り組み事項	市民	事業者
・生垣の設置を進めます。	●	●
・開発行為においては、緑の保全や緑化及び周囲の景観に配慮します。	—	●
・広告物や建築物は周囲の建築物や景観と調和したデザインを心掛けます。	—	●
・文化遺産の調査・保存に協力します。	●	●
・祭りなど身近な行事に参画し、郷土の文化を大切にしていきます。	●	●
・地域の歴史や文化とのふれあいの場づくりなどに協力し、保全します。	●	●
・貴重な巨樹・巨木や屋敷林・社寺林を守る取り組みに協力します。	●	●

#### 参考となる指標

生垣づくり奨励事業補助件数



【生垣（寒竹囲い）の風景】



【喜連川神社】

## 2. 生活環境の保全

### 2-1 ごみのない美しいまちづくり

#### 主体別取り組み事項

取り組み事項	市 民	事業者
・市との連携による環境美化パトロールに協力します。	●	●
・地域のごみ拾いに協力し、また、市民・事業所として自主的な実施を推進します。	●	●
・家庭や事業所において、マナーや倫理についての教育を行います。	●	●
・ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。	●	●
・不法投棄の監視と通報に協力します。	●	●
・法やルールに準じた廃棄物の適正な処理を徹底します。	●	●

#### 参考となる指標

美化活動参加者数



【新設されたごみステーション】

## 2-2 資源が循環するまちづくり

### 主体別取り組み事項

取り組み事項	市 民	事業者
・ごみは決められたルールに従い分別を徹底します。 集合住宅の管理者等は住人に対し、分別等の徹底を行います。	●	●
・ごみの自家焼却は行いません。	●	●
・一般廃棄物*抑制のための情報を活用し、排出を減らす努力をします。	●	●
・買い物際にはマイバッグ、マイバスケットを持参し、レジ袋を受け取らないようにします。	●	—
・マイバッグ、マイバスケットキャンペーンを開催し、普及・啓発を図ります。	—	●
・生ごみ処理機器設置補助制度を活用し、生ごみの減量を図ります。	●	—
・物は修理して再利用*します。	●	●
・空き缶や雑誌など地域の回収活動に協力します。	●	●
・フリーマーケットを活用し、資源の有効活用を図ります。事業者は開催の支援を行います。	●	●
・「不要日用品等再利用情報登録・紹介制度」を活用し、資源の有効活用を図ります。	●	—
・家電リサイクル法*に則って家電製品の処理を行います。	●	●
・各主体連携による、食品廃棄物をたい肥として再利用する地域循環の仕組みを検討します。	●	●
・グリーン購入*の考え方を理解し、購入を行います。	●	●
・グリーン購入基準にもとづいた製品の製造を推進します。	—	●
・地元の農産物に対する理解を深め、地産・地消に心掛けます。	●	●
・店内に地元農産物のコーナーを設け地産・地消に努めます。	—	●

### 参考となる指標

家庭系資源物回収量

## 2-3 空気がおいしいまちづくり

### 主体別取り組み事項

取り組み事項	市 民	事業者
・公共交通機関の利用に努めます。	●	●
・低公害車の使用に努めます。	●	●
・不適切な野外焼却は行いません。	●	●
・焼却処理の削減のための一般廃棄物*の減量化、再利用*及びリサイクル*を進めます。	●	●
・違法駐車などの渋滞を招く行為は行いません。	●	●
・スマートドライブ*に努めます。	●	●
・排ガスが発生する設備の適切な整備やメンテナンスを徹底します。	—	●
・低公害型機器を設置します。	—	●
・プラスチック類など悪臭を発生するごみの焼却行為は行いません。	●	●
・側溝など悪臭を発生する身近な場所の管理、清掃を心がけます。	●	●
・事業活動による悪臭物質の排出を抑制し、規制を遵守します。	—	●
・悪臭が発生する設備の適切な整備やメンテナンスを徹底します。	—	●

### 参考となる指標

大気環境基準達成率

## 2-4 水の安全が確保されているまちづくり

### 主体別取り組み事項

取り組み事項	市 民	事業者
・公共下水道が整備された地区においては、速やかな接続に努めます。	●	●
・汲み取り、単独処理浄化槽設備については合併処理浄化槽への変更に努めます。	●	●
・油や洗剤など水・土を汚すものは流さないよう心がけます。	●	●
・無農薬（減農薬）、有機栽培の地元農作物の購入に努めます。	●	●
・無農薬（減農薬）や有機栽培に心がけ、水・土の汚染を防ぎます。	●	●
・事業活動により発生する排水は法にもとづき適正に処理します。	—	●
・家畜排せつ物は適切に処理します。	—	●
・農薬や化学肥料等は河川や用水路に流出しないようにします。	●	●
・汚染の恐れのある土地の所有者は汚染の有無の確認や汚染の除去等原状回復を行います。	—	●
・有害物の漏洩等による水・土の汚染を防止するため管理や緊急事態の対応処置を実施します。	—	●
・雨水浸透マスの設置や敷地の土壌面の確保など、雨水の地下浸透を心がけます。	●	●
・家庭における農薬の適正使用、使用の削減に努めます。	●	—
・雨水の利用に努めます。	●	●
・敷地を舗装する場合は透水性舗装の導入を推進します。	—	●

### 参考となる指標

生活排水処理施設普及率

## 2-5 健康で安全にくらせるまちづくり

### 主体別取り組み事項

取り組み事項	市 民	事業者
・生活から発生する騒音・振動による近隣への影響に配慮します。	●	—
・事業活動から発生する騒音・振動は規制基準を遵守し、近隣への影響についても配慮します。	—	●
・近隣への配慮について家庭内や事業所内での教育を実施します。	●	●
・車両の定期的な点検・整備に努めます。	●	●
・車両等の不正改造や不正改造車への給油などは断ります。	●	●
・騒音や振動を招くような自動車やバイクの運転はしません。	●	●
・低騒音型・低振動型の機械を採用するよう心がけます。	—	●
・深夜の営業騒音の低減、近隣への影響に配慮します。	—	●
・ペットは適切に飼養します。	●	—
・ペットは適切に飼養、販売します。	—	●
・照明の適切な使用に心がけます。	●	●
・化学物質等に関する情報を収集し、生活の向上や事業に役立てます。	●	●
・放射能に関する正しい知識を入手し、適切な行動を心がけます。	●	●

### 参考となる指標

騒音環境基準達成率

### 3. 地球環境の保全

#### 3-1 地球温暖化防止をすすめるまちづくり

##### 主体別取り組み事項

取り組み事項	市 民	事業者
・市の行う省資源、省エネルギーに関する情報を活用し、ライフスタイルの見直しを進めます。	●	—
・市の行う省資源、省エネルギーに関する情報を活用し、事業の効率化、省エネルギー化を進めます。	—	●
・冷房は室温 28℃、暖房は室温 20℃を目安に設定します。	●	●
・低公害車、低燃費車への買い替えに努めます。	●	●
・電気製品などは、省エネルギー型機器の購入に努めます。	●	●
・省エネルギー型の照明や事務機器の購入に努めます。	—	●
・共同配送など環境に配慮した輸送体制の導入に努めます。	—	●
・支援制度の活用などにより、再生可能エネルギー*の導入を検討します。	●	●
・自然エネルギーや廃棄物発電、廃熱利用、バイオマス*などの再生可能エネルギーの利用可能性を検討します。	●	●
・グリーン電力*の利用について検討します。	●	●
・見える化*によるエネルギー使用量の削減を図ります。	●	●
・地球温暖化に関する情報を収集し、自主的な取り組みを推進します。	●	●
・環境家計簿*の活用を図ります。	●	—

##### 参考となる指標

市民1人あたりの電力使用量



## 4. 環境教育の推進

### 4-1 環境の大切さを学習し、市民・事業者・市が協働しているまちづくり

#### 主体別取り組み事項

取り組み事項	市民	事業者
・環境問題についての情報を取得し、知識を高めます。 また、共有・活用を図ります。	●	●
・環境問題についての情報を活用し、家庭、事業所内で環境について話し合う機会をつくります。	●	●
・環境問題に対する実践等から得られた有効な情報を発信します。	●	●
・情報や組織、施設を活用した取り組みの推進を図ります。	●	●
・効果的で効率的な取り組みを推進するため、意見交換会等の場に積極的に参加します。	●	●
・環境施策に参画します。	●	●
・イベントや市民講座に参画します。	●	●
・研修会に参加し、その知識を生かし地域における環境の環を広げます	●	—
・研修会に参加し、事業所における環境学習を推進します。	—	●
・環境リーダーなどの登録制度に参加し、環境教育の推進を図ります。	●	—
・環境リーダーなどの登録制度に対する支援を行います。	—	●

#### 参考となる指標

環境リーダー登録者数



【自然観察会の様子】

## 第5章 重点的な取り組み

### 第1節 地球温暖化対策

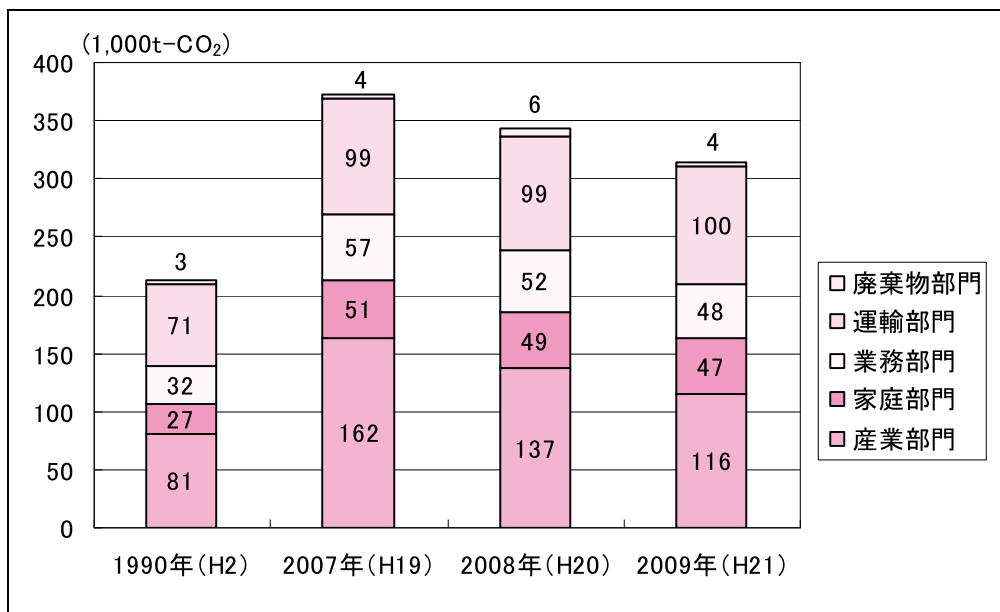
#### 《現況と課題》

地球温暖化問題は今世紀、私たちが直面する最大の課題です。地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガス\*増加の要因は、私たち人間の活動である可能性が高く、その結果、気候変動等が発生し、私たちに様々な悪影響を及ぼし始めています。今後、このままの状態では気温が上昇し続けると、私たち人類は地球温暖化による生命の危機に遭遇することになります。

京都議定書\*において、温室効果ガスの総排出量を、基準年比で平成20年（2008年）から平成24年（2012年）の第一約束期間に6%削減することとなっています。しかし、さくら市全域の二酸化炭素排出量は近年減少しているものの、京都議定書基準年と比較すると約1.5倍となっています。部門別では家庭部門が1.8倍と最も多く増加しています。東日本大震災を受け市民の意識は向上していると思われませんが、節電・脱電といったエコライフ意識の更なる向上が望まれます。

私たちは地球温暖化の進行を防ぐため、全員で、今すぐに取り組みをはじめ、温室効果ガスの排出を減らしていかなくてはなりません。

【さくら市の二酸化炭素排出量推移】



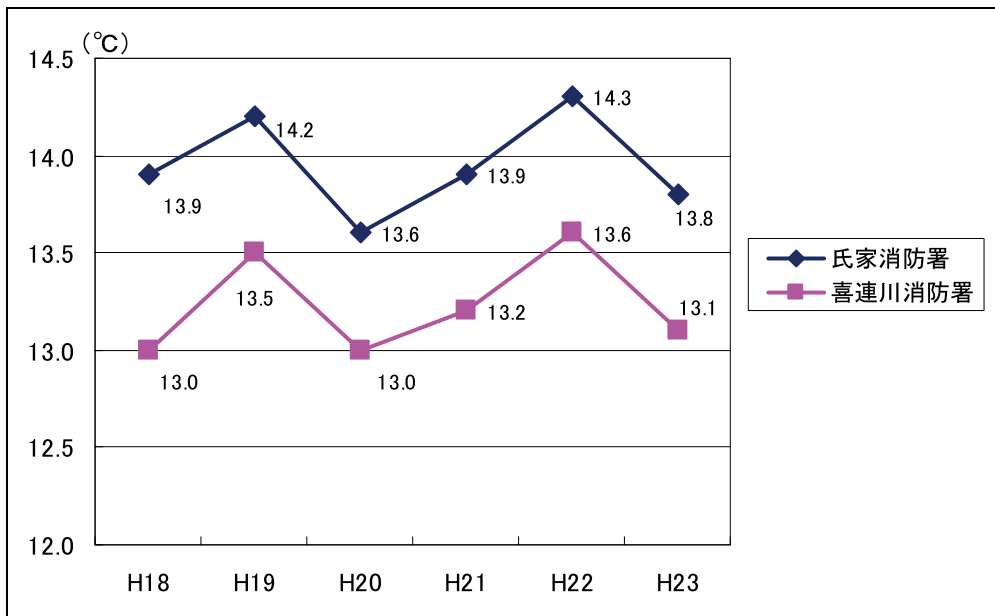
出典：地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト

※t-CO<sub>2</sub>

温室効果ガスを、仮にそれらがすべて二酸化炭素だとした場合、どれくらいの量なのかを表した単位。

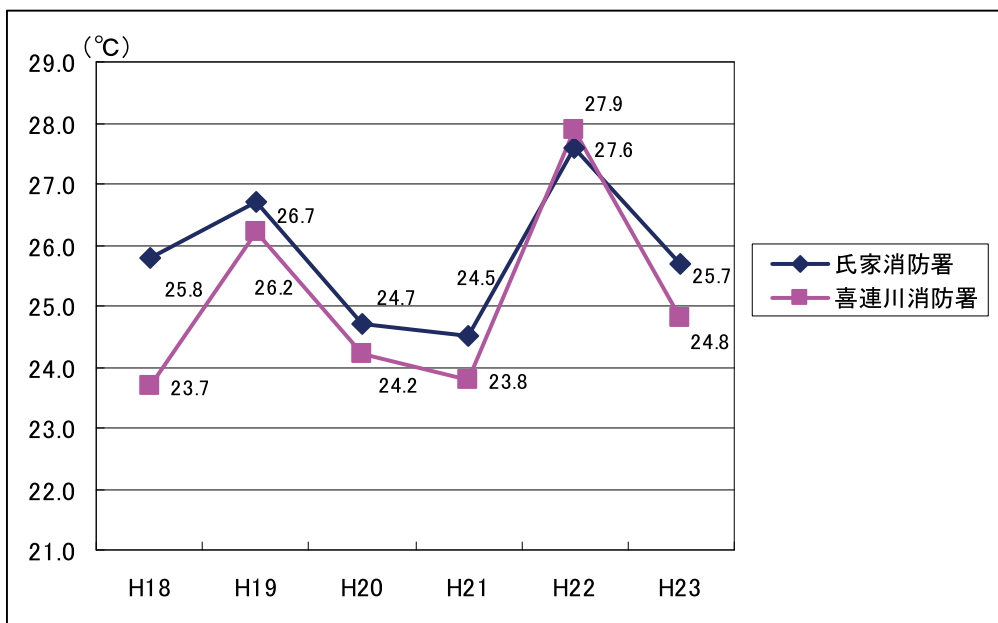
本市の年間の平均気温、8月の平均気温、年間の最高気温の推移を見ると、平成22年度の夏がとても暑い夏であったことがよく分かります。

【年間平均気温の推移】



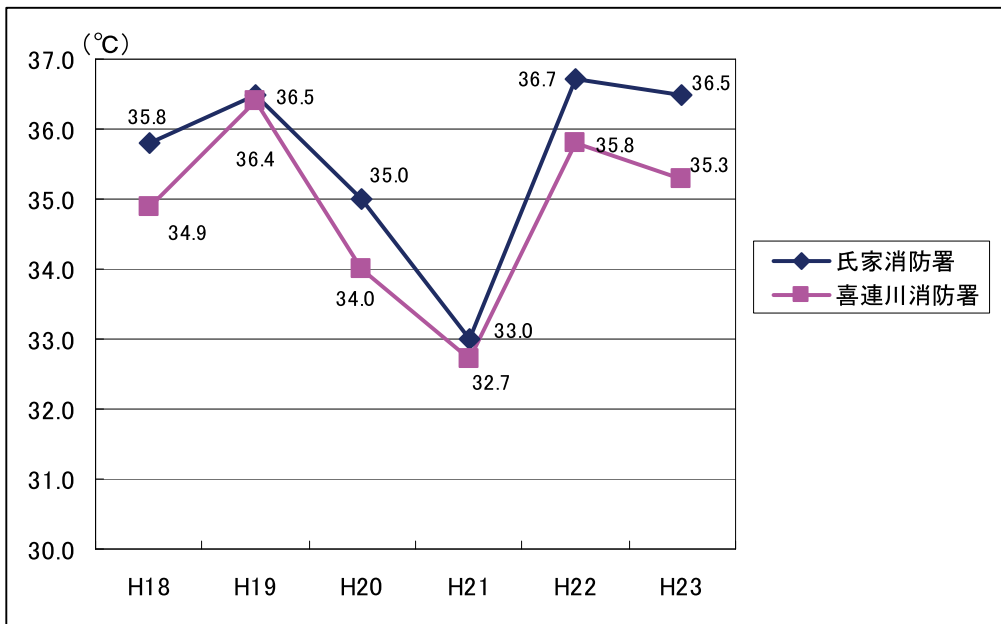
出典：さくら市

【8月平均気温の推移】



出典：さくら市

### 【年間最高気温の推移】



出典：さくら市

#### 地球温暖化が原因と考えられる主要な影響

- 氷河湖の増加と拡大
- 永久凍土地域における地盤の不安定化
- 山岳における岩なだれの増加
- 春季現象（発芽、鳥の渡り、産卵行動など）の早期化
- 動植物の生息域の高緯度化、高地方向への移動
- 北極及び南極の生態系（海水生物群系を含む）及び食物連鎖上位捕食者における変化
- 多くの地域の湖沼や河川における水温上昇
- 熱波による死亡、媒介生物による感染症リスク

出典：IPCC\*第4次評価報告書第2作業部会報告書（抜粋）

#### 世界の平均気温上昇により今後考えられる主要な影響

- 数億人の水不足が深刻化
- 40%の生態系が絶滅などの影響を受けることで、二酸化炭素の放出が進行
- 低緯度地域における穀物生産性の低下（食料不足）
- 洪水被害人口が追加的に数百万人増加
- 栄養失調、下痢、呼吸器疾患、感染症による医療など社会的負荷の増加

出典：IPCC 第4次評価報告書第2作業部会報告書（抜粋）

## 《具体的取り組み》

### ○森林の整備

本市の森林は、土地利用の約21%を占めています。森林は林業における経済的資源、水源涵養や災害の防止、動植物の生息・生育環境など様々な公益的・社会的機能等を果たしています。特に私たちの生活の営みにより発生する二酸化炭素を吸収し、酸素を生成、提供する機能は人類の生存に欠かせない機能です。京都議定書\*における削減目標である6%のうち森林による吸収量は3.9%と定めており、国際的な公約の達成のためにも新たな植林の促進と現存の荒廃森林の整備等、森林の維持・管理の徹底を図り、二酸化炭素吸収能力の向上を図ることが求められます。

#### 具体的対策

- 森林の持つ自然環境保全機能、景観保全機能、及び自然とのふれあい機能を向上させるため、里山林の整備等を進める。
- 生態系に配慮した自然景観の形成や地域の個性を活かした、潤いのある里地・里山\*の整備を進める。
- 植林等による森林機能の保全を進める。

### ○環境家計簿の活用による家庭からの温室効果ガスの削減

家庭からの温室効果ガス\*の排出量は、依然削減されていない状況にあり、取り組みを進めることが必要です。そのため、各種イベントや講座などにより「環境家計簿\*」の普及を図るとともに、その結果に対する評価、表彰制度を創出します。自らの生活からどの程度の温室効果ガスが排出され、取り組みによりどの程度削減できたのかを把握することで、取り組みの向上を図ります。

#### 生活における取り組みの効果

- 冷房は室温28℃、暖房は室温20℃を目安に設定する ⇒ 40kg/年の削減
- 蛍光灯の照明を1日1時間短縮する ⇒ 7.7kg/年の削減
- 1台のテレビのつけっ放しを1日1時間短縮する ⇒ 15.2kg/年の削減
- シャワーの出しっ放しを3分間やめる ⇒ 56.4kg/年の削減
- 冷蔵庫の開け閉めを半分にすると ⇒ 4.9kg/年の削減
- 焼却ごみを10%減量化すると ⇒ 13.4kg/年の削減

出典：栃木県

## ○「市民環境会議」による活動推進

地球温暖化問題は人類共通の課題です。そのため本市でも市、事業者、市民及び滞在者の各主体が相互に協力し、また役割に応じた取り組みを進めることが必要となります。そのために、市民主導の取り組みの場として「市民環境会議」を立ち上げました。今後は事業者の参加も視野に入れ、市、事業者、市民及び滞在者が一体となった取り組みを推進します。

### 「市民環境会議」とは

- 市民・事業者の活動を広めるため、活動の場（拠点）として活動します。
- さくら市環境基本計画にもとづき、市民・事業者の具体的な取り組みの実施推進を図ります。
- 環境リーダーとしての経験を生かし地域での取り組みの推進を図ります。
- 環境に関するイベントの企画・立案を行います。
- 市が行う環境施策に対する市民・事業者の立場からの提案を行います。

## ○「さくら市地球温暖化対策実行計画」の取り組み継続

「さくら市地球温暖化対策実行計画」は市内の大きな一事業者として、市役所の事務・事業において温室効果ガス\*が発生することを認識し、環境改善行動に積極的に取り組むことにより、環境への負荷軽減を図り、また、市役所が率先して、環境に配慮した取り組みを進めることで、市民や事業者の環境に対する意識改革と向上につながります。結果として、本市からの温室効果ガスの発生抑制\*に貢献します。

さくら市地球温暖化対策実行計画にもとづき、職員全員で削減目標に向けて取り組みを推進していきます。

### 主な取り組み内容

- 照明の適正な使用
- 冷暖房の適正な使用
- 節水及び水の有効利用の推進
- 用紙類の合理的な使用
- 環境に配慮した自動車の適切な利用
- 物品の節約及び長期的な使用
- 一般廃棄物\*量の削減及び分別排出によるリサイクル\*の推進
- 省エネルギー・新エネルギー\*の導入
- 環境に配慮した建築材料、機器等の使用

## 第2節 廃棄物対策

### 《現況と課題》

本市は、丘陵地や水田、河川など豊かな自然環境を有していますが、人目につかない山林や河川敷では不法投棄が後を絶たず、多くの苦情が寄せられています。不法投棄は景観を損なうばかりではなく、土壌の汚染や悪臭の発生、さらに河川沿いでは増水時に流され、下流域を汚すなど様々な影響を及ぼします。

一方、私たちの生活から発生する一般廃棄物\*についても市民1人1日あたりの可燃ごみ排出量は横ばいとなっているものの、家庭系ごみの総排出量はわずかながら増加しており、資源の枯渇や焼却処理による地球温暖化など様々な環境に影響を及ぼします。しかし、現状は分別が徹底されないため、資源物が可燃ごみとして処理されてしまったり、ごみステーションから収集できないなどの問題が発生しています。

### 《具体的取り組み》

#### 〇分ければ「資源」、混ぜれば「ごみ」の基本にもとづく分別の徹底

本市では、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源物」の3種をごみステーションで収集し、「粗大ごみ」は、申請によって自宅回収も行い、塩谷広域環境衛生センターで処理しています。

一般廃棄物問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムがごみ排出量の増大や質の複雑化、不適正処理や最終処分場\*の逼迫など、様々な問題を引き起こしています。また、これまでのごみ処理にあっては、大量廃棄されたごみを「いかに適切に処理するか」が問題でしたが、最終処分場や地球温暖化への影響、限りある資源の有効利用などの観点から「いかにごみを減らすか」に移行してきました。

ごみの量を減らすためには、①不用品を辞退（リフューズ：Refuse）すること、②ごみを発生抑制\*（リデュース：Reduce）すること、③不要になったものを再利用\*（リユース・Reuse）すること、④修理・修繕して使用（リペアー：Repair）すること、⑤再利用できないものは、再資源化\*（リサイクル・Recycle）することが重要であることから、5R\*とごみ分別の徹底を推進し、循環型社会\*への転換を図ることが望まれます。

## 具体的対策

- 5R\*（不用品辞退・発生抑制\*・再使用\*・修理修繕・再資源化\*）を推進するため、ホームページ、広報、でまえ学び塾等により、ごみの減量化・再利用・分別基準に関する啓発を徹底する。
- ごみの発生を抑制するため、市民・事業者のためのライフスタイルの構築など、ごみの排出抑制に効果的な施策を実施する。
- 市民・事業者・リサイクル推進協力店の協力体制を構築し、レジ袋や包装紙を減らすためのマイバッグ・マイバスケット運動の普及を推進する。
- 可燃ごみの約 1～2 割を占める生ごみを減量するため、「生ごみ処理機器設置補助制度」を推進し、減量化・資源化を図る。
- ごみ減量化のために分別の細分化を徹底し、資源物の回収を強化する。特に、古紙類については、徹底した資源化を推進する。
- 新たな分別収集の実施や、各種（容器包装・食品・建設・家電・自動車）リサイクル法の適正な運用を図り、循環資源の再生利用\*等の促進を図る。
- 声かけ収集（ごみの戸別収集）の際、高齢者や障がい者等に、ごみの分別指導をすることで、可燃ごみの減量化を促進する。

## ○不法投棄を「しない・させない・許さない」社会環境づくり

市民の生活環境を守り、本市の美しい自然を次の世代に引継いでいくために不法投棄を根絶するには、市民一人ひとりが不法投棄に対する意識を高め、行政機関と地元住民が一体となって不法投棄を「しない・させない・許さない」社会環境を作り上げていくことが重要です。

## 具体的対策

- 市は、廃棄物監視員及び市担当職員による日常的な監視・パトロールにより、不法投棄の未然防止、早期発見・早期対応を行う。
- 警察など関係機関との連携を密にし、監視の強化を図る。
- 市民・事業者が不法投棄行為を発見した場合、直ちに市にその情報を提供してもらうことによって、早期対応を図る。
- 土地の適正管理を徹底し、不法投棄されない環境をつくる。
- 宅配業、タクシー業等と協定を結び監視の強化を図る。
- 不法投棄多発地帯に監視カメラを配備する。また、夜間・休日の監視体制を整備する。
- 県との連携により産業廃棄物\*運搬車両の検問による法遵守の確認。





【後が絶えない不法投棄】



【廃棄物監視員等による監視パトロール・巡回を行っています】

### 第3節 自然的環境特性を生かした里地・里山の維持

#### 《現況と課題》

氏家地区では、鬼怒川が豊かに流れ、生活用水、農業用水などに利用されています。また、河川敷において広範囲に見られる礫河原\*では、本市の天然記念物であるシルビアシジミをはじめ、貴重な動植物が生息しています。さらに、丸石河原と、その背景の日光連山や那須連峰などの山々が連なる景色は本市の特徴的な景観を形成しています。春には水田に水がはられ、美しい水の景観を形成し、また動植物の生息環境にもなっています。

しかし、鬼怒川は流量の減少、河道の固定化と河床の低下及び河原への移入植物の繁茂が顕著になり、礫河原特有の貴重な動植物が危機的状況にあります。水田においてもほ場整備、大規模化により動植物の生息環境が破壊され、生物多様性\*が失われつつあります。

喜連川地区は、丘陵地と河川及び水田から形成される里地・里山\*が形成され、豊かな自然を形成しています。里地・里山は昔から人が管理・活用することで豊かな自然を残してきました。樹木を木材として活用することはもとより、落ち葉のたい肥としての利用や栗やしいたけなど食料の確保、さらには自然災害の防止など暮らしやすい環境をわたしたちに提供してくれます。動植物にとっても暮らしやすい環境が提供され、オオタカなどの貴重な猛禽類も生息しています。また、里山環境を特徴づけるオオムラサキやカブトムシ、さらに栃木県内では減少が深刻なニホンイモリも生息しており、里地・里山は、豊かな生態系を育んでいます。

しかし、昨今は、開発による森林の減少や里地・里山の荒廃が見られ、豊かな生態系が破壊され生物多様性が失われつつあります。地域における物質循環への影響も危惧されます。

将来の持続可能な社会の構築には、水と緑の保全など自然環境の健全化が必要不可欠です。また、本市は水循環の上流域に位置する地域として、清らかな水を下流域に提供する義務があります。



【鬼怒川礫河原の様子】

## 《具体的取り組み》

### ○里地・里山の保全

清らかで豊かな水を確保するためには、森林の保全による水源涵養の確保が不可欠です。特に喜連川地区の丘陵地においては、里地・里山\*として森林の管理、活用が行われてきました。本市は、里地・里山と豊かな水辺空間の存在により、全国的にも貴重な動植物が生息し生物多様性\*が確保されています。本市の自然的環境特性である水辺空間を活かした里地・里山の保全を図ります。

#### 具体的対策

- 里地・里山保全活動の支援を進める。
- 森林ボランティアの育成を図る。
- 森林に対する普及啓発活動を進める。
- 森林保全協定林の整備・推進を進める。
- 野生生物の生息・生育環境の保全を進める。

### ○河川、湖沼、湧水地の保全

本市は、鬼怒川などの1級河川を10河川有しており、豊富な伏流水が櫻野、柿木澤等南部に湧き水として出現しています。喜連川地区では全国的にも珍しい「突き抜き井戸\*」が多く残り、豊かな水をたたえ、多くのため池が存在し、貴重な動植物の生息する地域となっているため、豊かな生物多様性が確保されています。このように本市は、水を基調にした特徴的で豊かな自然を有しています。この自然は私たちに様々な恵みを与えてくれるばかりでなく、生物の生息・生育環境となります。さらに水は地球上を循環することにより、私たちが及ぼす環境負荷の浄化や温度調整など様々な機能を果たしています。そのため、水辺の保全と、清らかな水の確保が望まれます。

また、河川敷において広範囲に見られる礫河原\*では本市の天然記念物であるシルビアシジミをはじめ貴重な動植物が生息していますが、移入植物の繁茂により礫河原特有の貴重な動植物が危機的状況にあるため、その保全対策が必要です。

#### 具体的対策

- 自然環境の調査と保全対策を進める。
- 自然環境を活用した体験型環境学習を推進する。
- 湧水地の周囲における土地利用の転換、開発においては湧水に配慮した計画とするため、適正な指導を図る。
- 湧水地、河川、湖沼とその周囲を含めた生物の生息・生育空間の状況を把握するため調査を進める。

## ○触れ合える水辺空間の確保

本市には、荒川と内川の合流地点である「道の駅きつれがわ」と、鬼怒川沿いの「ゆうゆうパーク」に親水空間が整備されています。これらは人工的な自然環境として整備が行われ、市民の憩いの場として親しまれています。今後も計画的に水辺空間を活用した自然との触れ合いの場所を整備、確保し、憩いの場として、また、環境教育・学習の場としての活用を図ります。

### 具体的対策

- 景観的にも魅力があり、自然や生物と親しめる、うるおいとやすらぎのある河川・水辺の整備を進める。
- 自然を活かした公園整備を進める。
- 河川の美化活動を進める。
- 移入種\*の抑制に関する普及啓発を進める。



【ゆうゆうパーク（親水公園）】



【荒川・内川合流地点（親水空間）】

## 第6章 環境像を実現するために（計画の推進）

### 第1節 計画を推進し、進行管理するための組織

本市の目指すべき環境像「緑豊かで秩序あるまちー自然と共生した環境のまちー」の実現のためには、すべての主体が環境の保全および創造に関する自らの責務と役割を認識し、自主的かつ積極的に取り組まなければなりません。また、各主体の取り組み内容、取り組み状況などについて理解し、相互の連携を進めることが大切です。

本計画を推進し、環境像の確実な達成を図るための進行管理について以下に示します。

#### ● 環境審議会

環境基本計画にもとづいた施策の実施状況などについて、公正かつ専門的な立場から調査・審議し、必要に応じ、見直し・改善の答申を行います。

#### ● 環境基本計画推進事務局（環境担当課）

環境担当課が環境基本計画推進事務局として、市、事業者、市民及び滞在者の取り組み状況を取りまとめ、環境審議会へ報告し、その結果をホームページにて公表します。

#### ● 市民環境会議

市民だけでなく、事業者の代表者も含め、さくら市環境基本計画にもとづく、市民・事業者の具体的取り組みの実施推進を図ります。

環境リーダーとしての経験を生かし地域での取り組みの推進や環境に関するイベントの企画・立案を行い、市が行う環境施策に対する市民・事業者の立場からの提案を行います。

また、市民・事業者の取り組み状況を確認・検討し、市へ報告する役割も担います。

#### ● 庁議

市が行う施策について、妥当性・有効性・効率性の視点から評価し、業務改善を行います。

#### ● 策定委員会

計画の策定・変更時においては市民・事業者の代表として計画の検討を行うとともに、次期計画策定までの間、各主体の取り組み状況を確認し、本計画の進行管理を行います。

# 計画の進行管理体制

計画 (Plan)

## 環境基本計画

実施 (Do)

関係各課等は環境基本計画にもとづく取り組みを計画的に行い、その結果を庁議にて確認・評価します。

市の取り組み

市民・事業者の取り組み

関係各課等

市民・事業者

庁議

市民環境会議

市民・事業者は環境基本計画にもとづき自発的に行動します。

市民環境会議は環境リーダーとして積極的に行動するとともに、市民・事業者の取り組み状況を確認・検討します。

点検・評価 (Check)

策定委員会

各主体の取り組み状況を毎年確認します。

報告

環境基本計画推進事務局 (環境担当課)

報告

環境審議会

審議

事務局は各主体の取り組み状況を環境審議会に報告し、ホームページで公表します。

環境審議会各主体の取り組み状況を審議します。

改善・見直し (Action)

公表

ホームページ

これらの点検・評価は毎年実施することとします。

## 第2節 計画推進のための環境整備

本計画にもとづく取り組みを着実に進め、目指すべき環境像を実現するためには、各主体の自主的な取り組みはもとより、協働と役割に応じた参画の推進、取り組む場の提供、財政上の措置など本計画推進のための環境整備が必要です。これらの環境整備について以下に示します。

### ● 各主体の協働と役割に応じた参画の推進

市、事業者、市民及び滞在者は自主的な取り組みはもとより、協働による取り組みの推進を図るとともに、各主体の役割に応じた取り組みへの積極的な参画が必要です。市は、環境基本計画の目的および内容について、事業者、市民及び滞在者などに対して広報するとともに、その趣旨の徹底に努め、本計画の推進を図ります。また、事業者、市民及び滞在者の自主的な活動を支援するため、市は情報の提供、各主体間のネットワークづくりの支援など、必要な措置を講じます。市は、全ての部局がそれぞれの分野で、環境基本計画にもとづき施策として位置づけ、計画的かつ積極的に展開を図ります。

### ● 環境情報の収集・整備および発信の推進

本計画にもとづく施策を計画的に推進するためには、環境に関する最新かつ確実な情報の収集・整備が必要となります。環境情報に関する収集・整備は、産業活動やライフスタイル、社会変化等により、様々に変化する環境影響や、新たに発生する問題を的確にとらえ、迅速かつ正確に発信することが、複雑化・広域化する環境問題に対処するため必要です。市はもとより、事業者、市民及び滞在者においても環境情報に関する収集・整備および発信に努めます。

特に市は、環境に関する情報の収集、分析および提供方法の検討・整備に努め、インターネットや広報など有効な手段による事業者、市民及び滞在者への情報の提供・発信に努めます。

### ● 国および地方公共団体との連携

環境問題に境界はなく、特に河川や廃棄物、地球温暖化など、広域的な取り組みを必要とする施策については、国および県などの地方公共団体と連携し、効果的な推進を図ります。

### ● 財政的措置

施策の重要性・緊急性やその効果、さらには地域の環境の変化などを総合的に勘案し、また目指すべき将来像を実現するため必要な事項については、財政的措置を図り、推進していきます。

## 參考資料





# 1. さくら市環境基本条例

平成17年12月16日

条例第185号

## 目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策(第8条—第10条)

第3章 環境の保全に関する推進施策(第11条—第22条)

第4章 環境審議会(第23条)

## 附則

第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策(以下「環境保全施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 安全で快適な生活環境、良好な自然環境を保持し、及び保護するとともに適切に環境の向上を図ることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにその環境が将来の世代に継承されるように、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての者が自らの課題であることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっと

り、環境の保全に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な環境保全施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境保全施策の策定及び実施に当たっては、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適切に保全するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、廃棄物の抑制及び適正な処理を行うとともに、再生資源につながる原材料等を利用し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境保全施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において廃棄物の抑制、資源及びエネルギーの節約その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、日常生活において環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境保全施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、旅行等で本市に滞在する者は、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境保全施策に協力しなければならない。

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

(基本方針)

第8条 市は、環境保全施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を目的として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の適正な保全のため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、自然環境と調和の取れた良好な景観の形成並びに歴史的文化遺産が保全及び活用されること。
- (4) 資源の循環利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。
- (5) 市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)が環境についての理解と認識を深め、環境の保全に取り組むことができるよう必要な体制の整備が図られること。

(環境基本計画の制定等)

第9条 市長は、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境保全施策の方向性

(3) 前2号に定めるもののほか、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、さくら市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。

5 環境基本計画の変更については、前2項の規定を準用する。

(年次報告等)

第10条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境保全施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 環境の保全に関する推進施策

(環境への配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減が図られるように、環境の保全について十分に配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制又は指導、助言等の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制又は指導、助言等の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民等が自ら行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、経済的助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設整備の推進)

第14条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全及び環境への負荷の低減のための公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用の推進)

第15条 市は、環境の負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第16条 市は、市民等が環境の保全についての理解を深めるため、環境の保全に関する教育及び

学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動を充実させるとともに、市民等の環境の保全に関する自発的な活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。  
(情報の提供)

第17条 市は、前条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するものとする。  
(調査の実施)

第18条 市は、環境保全施策を適正に推進するため、環境への負荷の低減、公害の防止その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査の実施に努めるものとする。  
(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境保全施策を適正に推進するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。  
(推進体制の整備)

第20条 市は、環境保全施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な庁内体制の整備に努めるとともに、市民等と連携協力して環境保全施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。  
(市民等の意見の反映)

第21条 市は、市民等の意見を環境保全施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。  
(地球環境の保全の推進)

第22条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層\*の保護その他の地球環境の保全に関し、市民等が可能な取組を積極的に推進するよう努めるものとする。

#### 第4章 環境審議会

(環境審議会の設置等)

第23条 環境基本法\* (平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、さくら市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全における基本的な事項に関すること。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. さくら市環境審議会委員名簿

(敬称略)

No.	役 職 名	氏 名	区 分
1	文教・厚生常任委員会委員	楠 利明	市議会議員
2	さくら市保健委員会会長	吉澤 正夫	市民団体代表者
3	さくら市ごみ問題を考える会会長	荒井 美智子	市民団体代表者
4	さくら市地域婦人会会長	福田 栄子	市民団体代表者
5	県北環境森林事務所環境部長	百瀬 正人	関係機関職員
6	矢板土木事務所所長	大塚 光雄	関係機関職員
7	さくら市小中学校長会会長	荒井 善市	関係機関職員
8	氏家商工会会長	西崎 将晴	事業者代表者
9	喜連川商工会会長	小堀 勇人	事業者代表者
10	蒲須坂工業団地連絡協議会会長	川和 良吉	事業者代表者
11	喜連川工業団地工業会理事長	高橋 健一	事業者代表者
12	塩野谷農業共同組合代表理事組合長	大島 幸雄	事業者代表者
13	さくら市都市計画審議会会長	◎高瀬 忠男	学識経験者
14	うじいえ自然に親しむ会会長	加藤 啓三	学識経験者
15	前さくら市市民福祉部長	○小倉 孝夫	学識経験者

◎・・・会長、○・・・副会長

### 3. さくら市環境基本計画策定委員会設置要綱

さくら市告示第79号

さくら市環境基本計画策定委員会設置要綱を次のように定め、平成24年5月1日から適用し、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

平成24年5月1日

さくら市長 人見 健次

(設置)

第1条 さくら市環境基本条例(平成17年さくら市条例第185号)第9条第5項に規定するさくら市環境基本計画(以下「計画」という。)の変更をするため、さくら市環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の変更に関すること。
- (2) その他前号の事務遂行のため市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庁内調整会議)

第7条 市は、委員会が計画の変更原案を作成するに当たり、委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に庁内調整会議を置き、会長及び委員をもって組織する。

2 庁内調整会議の会長に市民福祉部長を充てる。

3 庁内調整会議の委員は、計画変更に係る課から市長が任命した者をもって充てる。

4 庁内調整会議は、必要に応じて会長が招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部環境課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 4. さくら市環境基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	区 分
1	松田 喬	市民環境会議運営委員
2	佐藤 アサ	市民環境会議運営委員
3	○納富 信也	市民環境会議運営委員
4	◎藤田 幸生	市民環境会議運営委員
5	福田 克之	市民環境会議運営委員
6	小林 美枝	市民環境会議運営委員
7	田代 節雄	事業者 (株)湯原製作所 製造部長
8	渡邊 正之	事業者 (株)電力機材サービス 喜連川事業所長

◎・・・委員長、○・・・副委員長

#### 5. 計画策定の経緯

日 時	名 称	内 容
平成 24 年 7 月 30 日	第 1 回 さくら市環境基本計画見直し 庁内調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画の各課の進捗状況、推進体制など前期計画の課題の洗い出し</li> <li>・環境の変化などを踏まえた今後の市の取り組みについての検討</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
平成 24 年 8 月 6 日	第 1 回 さくら市環境基本計画見直し 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さくら市環境基本計画策定委員会の役割について</li> <li>・市、市民、事業者の取り組みの現状について</li> <li>・環境の変化などを踏まえた今後の市、市民、事業者の取り組みについての検討</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
平成 24 年 8 月 10 日	平成 24 年度第 1 回 さくら市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市環境基本計画の進捗状況等及び見直しの方向性について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>



日 時	名 称	内 容
平成 24 年 10 月 17 日	第 2 回 さくら市環境基本計画見直し 庁内調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値、具体的な施策の確認・検討</li> <li>・市が行う主要な取り組みの確認・検討</li> <li>・推進体制について</li> <li>・重点的な取り組みについて</li> </ul>
平成 24 年 10 月 25 日	第 2 回 さくら市環境基本計画見直し 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標値、具体的な施策の確認・検討</li> <li>・市が行う主要な取り組みの確認・検討</li> <li>・市民、事業者の環境に配慮した行動の検討</li> <li>・推進体制について</li> <li>・重点的な取り組みについて</li> </ul>
平成 24 年 11 月 22 日	第 3 回 さくら市環境基本計画見直し 庁内調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さくら市環境基本計画改訂版（素案）の検討</li> </ul>
平成 24 年 12 月 5 日	第 3 回 さくら市環境基本計画見直し 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さくら市環境基本計画改訂版（素案）の検討</li> </ul>
平成 24 年 12 月 20 日	平成 24 年度第 2 回 さくら市環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さくら市環境基本計画改訂版（素案）の検討</li> </ul>
平成 25 年 1 月 8 日 ～ 平成 25 年 1 月 25 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さくら市環境基本計画改訂版（案）の公表・意見の募集</li> </ul>
平成 25 年 2 月 26 日	平成 24 年度第 3 回 さくら市環境審議会 市長への答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境審議会よりさくら市環境基本計画改訂版（案）についての答申</li> </ul>
平成 25 年 3 月 15 日	庁議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さくら市環境基本計画改訂版の決定</li> </ul>

## 6. 諮問と答申

(諮問)

環第1387号

平成24年12月20日

さくら市環境審議会

会長 高瀬 忠男 様

さくら市長 人見 健次

さくら市環境基本計画改訂版(素案)について(諮問)

このことについて、さくら市環境基本条例第9条第3項の規定に基づき、計画策定について貴審議会の意見を求め、平成25年2月末を目途に答申願います。

(諮問理由)

さくら市環境基本条例で定めた「環境保全についての基本理念」を目指し、「さくら市環境基本計画」を平成20年3月に策定し、環境保全対策に努めてきました。

今般、策定から5年目となり、総体的な推進状況や社会情勢の変化等を踏まえ、現行計画の見直しを行いましたので貴審議会の意見を求めるものです。

(答申)

平成25年2月26日

さくら市長 人見健次 様

さくら市環境審議会

会長 高瀬 忠男

さくら市環境基本計画 改訂版 (案) について (答申)

平成24年12月20日付け環第1387号で諮問のありました「さくら市環境基本計画 改訂版 (案)」について、慎重に審議を重ねた結果、妥当であると認め、次のとおり意見要望を附して答申します。

記

「さくら市環境基本計画改訂版 (案) 」に対する意見・要望

1. 計画の着実な推進について

【環境への投資の財源確保と協働について】

環境に関する施策は、多岐にわたっており、その推進にあたっては、必要な予算措置を講じるとともに、市はもとより市民・事業者及び市民団体等に幅広く普及啓発を行い各主体間で情報を共有しつつ連携・協働しながら環境保全活動を進められたい。

【目指すべき環境像の実現について】

さくら市環境基本計画改訂 (案) における各環境施策を着実に推進し、環境要素ごとの目標の達成を図り、目指すべき環境像である「緑豊かで

秩序あるまちー自然と共生した環境のまちー」の実現に努められたい。

**【放射能対策について】**

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、その収束の長期化が予想され、市民が不安を抱いている状況の中、今回の市環境基本計画改訂（案）において、放射能対策を盛り込んだことの意義は大きい。

さくら市民がかつて経験したことのない事態であり、外部被ばくはもとより、今後は食品等からの内部被ばくが懸念される場所である。

特に、放射線に対する感受性が高いとされる乳幼児や児童の安全安心を優先した中で、適切な対策を講じられたい。

なお、国で新たに被ばく線量の考え方が示された場合や福島第一原子力発電所における事故の状況に変化が生じた場合などには、市民の安全を守るため迅速に対応願いたい。

**【市民の環境問題に対する意識の向上について】**

次代を担う子どもたちや市民に対する環境学習は大切であり、市民・学校・事業者及び市民団体等が連携し、環境教育・学習の積極的な展開に努められたい。

**2. 計画の進行管理について**

さくら市の環境に関わる施策の実行や事業進行の管理については、環境を取り巻く情勢は刻々と変化していることから、状況に応じて適宜、必要な措置を講じるとともに、本計画にもとづき、実施・点検・改善など適切な進行管理に努められたい。

## 7. 用語解説

### 【あ行】

#### ISO14001（環境 ISO）（P56）

非政府国際機関である国際標準化機構（ISO）が国際的に共通して使用できる標準（規格）として定めたものです。自らの活動によって発生する環境への影響を把握し、自主的な取り組みを推進するための仕組みです。

#### IPCC（気候変動に関する政府間パネル）（P71）

1988年（昭和63年）に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務としています。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。

#### 一般廃棄物（P3、5、7、17、33、63、64、73、74）

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。一般家庭から排出される家庭ごみ（生活系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（オフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれます。

#### 移入種（P18、19、20、59、79）

移入種に似た言葉として外来種があります。外来種は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律<sup>※</sup>」において「もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物のこと」と定義しており、外来種は外国から入ってきたものとのイメージが強いが、移入種は外国から入ってきた生物に限定せず、もともとその地域に生息する種（在来種）以外の種と定義しています。

#### ※特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

生態系等に被害を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に指定し、飼養・輸入等の規制、防除等を促進することについて定めた法律です。生態系等に被害を及ぼすおそれがあるかどうか未判定の外来生物を未判定外来生物に指定し、一定期間輸入の制限を行うことも定められています。

#### エコアクション21（P56）

環境省が策定した、環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法です。

### エコファーマー (P25)

平成 11 年 7 月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第 4 条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称名です。

エコファーマーになると、認定を受けた導入計画に基づき持続性の高い農産方式を導入する場合に農業改良資金（環境保全型農業導入資金）の特例措置が受けられます。

### SO<sub>2</sub>（二酸化硫黄）(P36)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっています。

### SPM（浮遊粒子状物質）(P36)

SPM（Suspended Particulate Matter）。大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が 10 μm（マイクロメートル：μm=100 万分の 1m）以下のものをいいます。

### NO<sub>2</sub>（二酸化窒素）(P36)

ボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程や、硝酸製造等の工程から発生する窒素の酸化物である赤褐色の気体で代表的な大気汚染物質です。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。

### オゾン層 (P87)

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約 10～50km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしています。

### 温室効果ガス (P50、69、72、73)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体です。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

## 【か行】

### 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）(P63)

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃

家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。平成 21 年には液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象として追加されました。

#### 環境家計簿 (P51、67、72)

家庭における電気使用量やごみの量などから二酸化炭素発生量を計算できるようにしたものです。

#### 環境基本法 (P2、P87)

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

#### 環境保全型農業 (P60)

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいいます。

#### 京都議定書 (P69、72)

1997 年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3) において採択された議定書。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意され、2005 年 2 月に発効しました。

#### kg-CO<sub>2</sub> (P50)

地球温暖化につながる物質 (温室効果ガス) は、二酸化炭素だけでなく、メタンなど数十種類以上存在するため、仮にそれらがすべて二酸化炭素だとした場合、どれくらいの量なのかを表す単位です。

#### 空間放射線量率 (P47、48)

宇宙から降り注ぐ放射線や大地や大気からの放射線など、空間を飛びかっている放射線 (空間放射線) の量を 1 時間あたりの量に換算した値です。

#### 国の環境基本計画 (P2)

環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画です。平成 6 年に第 1 次計画、平成 12 年に第 2 次計画、平成 18 年に第 3 次計画、平成 24 年に第 4 次計画が閣議決定されました。

### グリーン購入 (P10、34、35、63)

環境を考えて製品やサービスを選ぶことで、購入段階で「購入の必要性を考える」、「購入品における資源やエネルギーの消費が少ない」、「長期間の使用ができる」、「再使用が可能」、「リサイクルが可能」などに配慮し、購入することをいいます。

### グリーン電力 (P67)

風力、太陽、バイオマス、水力など温室効果ガスや有害ガスの排出が少なく、環境への負荷が小さい自然エネルギーにより発電された電気、またはそのような電気を選んで購入できるプログラムをいいます。

### 5R (P17、34、74、75)

ごみの量を減らすための取り組みで、①不用品を辞退（リフューズ：Refuse）すること、②ごみを発生抑制（リデュース：Reduce）すること、③不要になったものを再利用（リユース・Reuse）すること、④修理・修繕して使用（リペアー：Repair）すること、⑤再利用できないものは、再資源化（リサイクル・Recycle）することの5つの頭文字を示します。

①から⑤への優先順位で取り組むことが重要です。

### コージェネレーション (P53)

内燃機関、外燃機関等の排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高める新しいエネルギー供給システムをいいます。ガスタービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等があります。

### 公共事業環境配慮指針 (P56)

環境への影響が大きい公共事業に対して、計画段階から実施段階までの環境配慮の基本的な事項及び実施状況の評価方法を定めたものをいいます。

### 【さ行】

### 再資源化・再生利用（リサイクル）(P34、35、64、74、75)

廃棄物等を原材料として再利用することをいいます。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められます。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクル（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）、焼却して熱エネルギーを回収することをサーマルリサイクルといいます。



### 最終処分場 (P16、74)

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋め立て処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋め立てが原則とされており、大部分が埋め立てにより処分されています。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

### 再生可能エネルギー (P52、53、67)

名前の通り、再生が可能なエネルギーのことで、常に一定量地球に降り注ぐ太陽のエネルギーなどが該当します。半永久的に利用できるのが特徴で、具体的には、風力、太陽光、水力、バイオマス、波力等が該当します。

### 再利用・再使用（リユース）(P35、63、64、74、75)

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することをいいます。具体的には、(1) あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2) 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3) ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

### 里地・里山 (P6、14、16、18、19、20、26、59、72、77、78)

ここでの里地・里山は、人里離れた国立公園等の奥山ではなく、集落の身近にある人の管理・活用により生かされる身近な場所、例えば、田んぼ、鎮守の森、雑木林、丘陵地、水路、あぜ道、ため池、河川などをイメージしています。地域の住民と身近な里地・里山が密接に関わり、活用されることで、野生生物の生息環境の確保や循環型社会の構築を図ることができると考えられます。

### 産業廃棄物 (P5、75)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要があります。

### 指定廃棄物 (P16)

放射性セシウムの量が 8,000Bq/kg を超える廃棄物をいいます。放射性物質汚染対処特別措置法にもとづいて国が処理を実施します。

### 循環型社会 (P10、16、74)

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

### 新エネルギー (P17、52、53、73)

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されています。具体的には、太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物による発電、熱利用や燃料電池などが該当します。

### スマートドライブ (P37、64)

車の省エネのことで、車を『かしこく利用』し、『かしこく運転』することをいいます。『かしこく利用』とは「近くへは自転車で行く」、「できるだけ相乗りをする」、「公共交通機関を利用する」、「計画的なドライブをする」等であり、『かしこく運転』するとは「アイドリングストップ」、「ふんわりアクセル」、「低速走行」、「早めのアクセルオフ」等のことをいいます。

### 生物多様性 (P15、17、18、19、59、77、78)

地球上に生息する動植物の異なった個性とつながりを示し、①生態系の多様性（森林、湿原、河川など様々なタイプの自然環境があること）、②種の多様性（様々な種類の生物が生息・生育していること）、③遺伝子の多様性（同じ種でも生息・生育する場所によって様々な違いがあること）の3つの多様性があります。私たちはこの生物多様性から様々な恩恵を受けています。

## 【た行】

### ダイオキシン類 (P45、46)

ダイオキシン類対策特別措置法<sup>\*</sup>では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) と定義しています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究

が進められていますが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成されます。

#### ※ダイオキシン類対策特別措置法

平成 11 年 7 月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

#### 突き抜き井戸（P78）

地下 15～60m まで掘ると何もしなくとも水が地表まで自噴する井戸をいいます。

#### dB（デシベル）（P44）

騒音レベルや振動レベルの単位です。騒音レベルや振動レベルの絶対値をそのまま使うと桁数が増えるので、対数比を利用しています。例えば音圧が 2 倍であればその差は 6dB、10 倍では 20dB となります。

### 【は行】

#### バイオマス（P53、P67）

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

#### 発生抑制（リデュース）（P74、75）

廃棄物の発生自体を抑制することをいいます。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取り組みが求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要となります。

#### BOD（びーおーでいー）（P39、40）

生物化学的酸素要求量、Biochemical oxygen demand の略称です。河川の汚濁の度合いを示す

指標となっています。

水中の有機物等の汚濁源となる物質が、微生物により無機化されるときに消費される酸素量 (mg/L) を表したものをいい、数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

### PCB (ポリ塩化ビフェニル) (P45)

PCB は昭和 4 年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和 49 年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。しかし、PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成 13 年に PCB 廃棄物処理特別措置法<sup>\*</sup>が制定され、処理体制の整備を図った上で平成 28 年までに処理を終えることとしています。

#### ※PCB 廃棄物処理特別措置法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められたものです。処分そのものを一定期間内に確実にを行う点に重きを置いて立法措置がとられました。

## 【ま行】

### 緑の基本計画 (P22)

市町村が都市緑地法にもとづき緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。

### 見える化 (P67)

エネルギー使用量の記録を付けたり、リアルタイムに表示される設備を設けることにより、エネルギーの使用量を目で見て分かるようにします。これにより省エネの意識向上が期待されます。

## 【ら行】

### 礫河原 (P14、59、77、78)

主に小石や砂で構成された河原を示し、本市の鬼怒川河川敷にある礫河原ではシルビアシジミ、カワラノギク、ミヤコグサなどの礫河原固有の貴重種が存在します。

---

---

さくら市環境基本計画【改訂版】

平成25年3月

発行 さくら市

編集 市民福祉部 環境課  
〒329-1392  
栃木県さくら市氏家2771番地  
TEL 028-681-1126

---



さくら市  
S A K U R A